

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議第48号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 日程により、議第48号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、議第48号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明をいたします。

提案理由でございますが、昇給の特例内容の見直しを図るためでございます。

今回見直しを行います退職時特別昇給制度は、人事院が長年の事務従事に報いるため国家公務員に対して昭和27年に人事院細則により施行されたことに伴い、当市も国に追従してきましたが、国が平成16年5月1日付で、20年以上勤続して退職する場合の特別昇給制度を廃止したことを受けまして、47都道府県すべてが廃止決定。本年3月末までに約6割近くの市町村で廃止に踏み切ったことをかんがみ、さらには当市の財政事情を考慮し見直しを図るものでございます。見直しに当たっては、昨年度11月から7回にわたる組合交渉を重ね、平成17年5月16日に組合と合意をいたしました。

では、改正内容のご説明をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料の9ページ、10ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後の規定でございまして、アンダーラインが今回改正する箇所であります。

第6条は、昇給の特例規定でございます。第1号が、公務のため死亡し、または重度の心身障害になった場合。第2号で、20年以上勤務して退職する場合。第3号で、職制もしくは職員の定数の改廃。予算の減少により廃職または過員を生じた結果退職する場合にそれぞれ

特別昇給をしてきました。今回、第2号の20年以上勤務して退職する場合の規定を削りまして、第3号を第2号とするものでございます。

では、議案の本文に戻っていただきまして附則でございますが、この条例は、平成17年10月1日から施行するものでございます。

はなはだ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

1番。

○1番（沢登英信君） 職員の給与に関する条例の一部改正。

退職時の20年以上の職員、勤続年数の特例という内容かと思うわけですが、やはり賃金の一変形形態であると、こういうことから考えますと、一つの契約条項であると思うわけですね。職員にとって一生懸命働いてきて20年たったと。退職時に1号アップあるよと、こういうような仕組みであると思うわけでございますので、これらのものが給与改定といたしますか、人勧等々と全く関係のないこの時期に突然出されてくると。幾ら一定の交渉をしたにしても、職員とのきっちりした契約条項であると。しかも、給与という基本的な生活を保障する給与の一変形形態だと、こういうことから考えますと、なぜこの時期に出してきたのかと。やはりそこら辺の契約をきっちり重んずるということが必要ではないかと思うわけでございます。それらを無視して10月1日から施行とした理由とは何かというのが1点目の質問でございます。

さらに具体的に課長職の退職とか20年といたしますと、現業職の人たちが中途採用の人たちが20年以上の勤務がなかなか困難だと、一生懸命働いてきてくださったので一定の特例を設けようと、こういう趣旨がここに隠されていようかと思うわけでございます。具体的な形態として、例えば課長職、あるいは現業職の人たちに、これが適用されないことによってどのような形での給与の減額といたしますか、恐らく退職金に一番影響するんだろうと思うんですが、年金を含めてどのような影響があるのかと、削減されることになるのかという点が2点目の質問としてお尋ねをしたいと思います。

とりあえず以上2点。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 今沢登議員から2点ほど質問が出ましたが、なぜこの時期に上程するのかという質問でございますが、これにつきましては、昨年4月12日付で、先ほど説

明しましたように人事院の規則が改正されまして、5月1日付で国の方が廃止に踏み切ったわけでございます。それを受けまして、当市もこの16年5月7日付で庁内通達をして、平成17年4月1日施行に向けて準備をいたしますと、これから組合交渉を、組合と話をしていきますという内容の庁内通達を全職員に配付をしてございます。皆さん、給与というのは毎年12月に人事院勧告が出て、それぞれ調整をするわけでございますが、基本的には給与等手当等については、今まで国に準じた規定の取り扱いをやってきたのは確かでございます。

今回についても、国の方がそういう必要を出し、また静岡県下を含む全都道府県でもこの3月までに廃止決定をしたと。また6割の自治体で廃止に踏み切ったということをかんがみまして、それぞれ職員についてはそれほど、退職時の昇給でございますが、日常の給与等には何も差し支えございませんので、とりあえず踏み切ったものでございます。

また、組合等については、本年この4月1日に施行ということで昨年11月8日、11月29日と2回にわたって組合交渉を、話をしました。それについては昨年の12月議会に上程をして施行を4月1日にしたいという申し出を組合の方としました。組合と交渉しましたが、なかなかうまく交渉が事が運びませんでしたので、組合からは3月議会でもよろしいではないかという意見がございました。ということで、3月議会に向けて1月24日、また27日と、また組合と話をしましたが、なかなか不調に終わりました。

今年に入って、それぞれの団体で3月議会で6割の団体でそれぞれ議決されたことを受けまして、再度4月に入りまして25日、また5月16日とさらに組合と話をし、5月16日に合意をしたものでございます。

これらについても県下の都市についても、ほとんど見直しを図っているという動きがございます。10月1日ということで、本来であればこの4月1日施行ということで事を進めてきましたが、できるだけ早い時期ということで、10月1日を施行としたものでございます。また、退職金、年金等にどう響くのだということがございますが、これは退職時の1号アップでございますので、職員の年金には何も支障がございません。年金というのは給与をもらったときからの平均的な給与で計算しますので、ちょっと計算が複雑な計算になりますが、とりあえずこれは退職時の1号アップでございますので、年金等には支障は出てきません。

また当然退職手当については、退職時に1号アップされますので、退職手当の算定にかかるとは事実でございます。それぞれ職員には給与の間差の額がまちまちでございますので、大体職員22万円ぐらいから27万円ぐらいの差で退職金に差が出てくるのかなということでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

○10番（小林弘次君） 退職時における退職金その他については、退手組合に事務を共同処理してもらっているわけですが、この改正によって、退手組合に対する負担金等に異動があるのかどうか。この点をまず第1点お伺いしたいと思います。

2点目に、退職手当についての規定を、例えば特別職等の退職手当の見直しを条例上で規定することはできるのかできないのか。しいて言えば、特別職市長以下助役等は、任期4年で1,000万円を超える退職金を支給できると。普通一般職の場合には、4年勤めておやめになったって、それこそ微々たる退職金しか支給できないという。要するに、常勤特別職と一般職との退職金の支給条件の際立った差があると思います。そういう点では、職員の20年以上勤務の優遇というか、既定の1号アップという制度をおやめになるということについてはそれなりの理由があると思いますが、同時に特別職の退職時における支給というものを根本的に見直すべきではなかろうかと。その理由は今申し上げましたように、現行の長年の習慣というのか慣例でやってきたけれども、1期4年で1,000万円を超える膨大な退職金をもらえるという、これは世間一般の常識でも通用しないのではないのか。そういう時代になったんではないかというふうに思うからであります。

この点についてお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） ただいまの2点の質問でございますが、特別負担金でございますが、これは勸奨を受けて例えばやめられる場合については、20年以上の勸奨を受けてやめられる場合が2号アップ、20年未満が1号アップということがございます。これらについては特別負担金という格好の中で、毎年それぞれの議会の中で皆さんにお願いをしているわけでございますが、今回は退職時の1号アップということで特別負担金等には算定されてきませんので、市の持ち出し分は何もございません。退手組合に新たに負担をするような額はここで出てきません。

もう一方の特別職の条例ということなんですが、水曜日に、退手組合の規約の改正ということで皆さんにご審議をお願いしたわけでございます。当然給与にかかわるものでございますので、退手組合の条例でこの文言がうたわれてございます。一般職、特別職に合わせました支給規定ということで第4条、第5条、第6条関係の中で、退職手当の算定の基礎をあら

わす数值等を規定しているわけですが、これは退手組合の条例の中で支給をしておりますので、下田市の条例ではございません。また、そこだけ削除してそこだけ下田市の条例に合わせるといこともなかなか難しいものですから、その辺についてはまた退手組合の方の条例にゆだねるしかないと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 仮に退職手当、20年お勤めになられた方たちが、今のお話は20年以上勤めて要するに定年前に勸奨でおやめになるについては、1号あるいは2号アップという格好でのものはあるということは、特別負担金という格好で出しておやりになっていると、こういうことのようなのですね。

しかし、今回の20年勤務した人たちが普通退職、要するに定年退職でおやめになった時点で、1号アップというのをおやめになるという、そういう条例のようですが、そうしますと、先ほどの説明によりますと、この措置によって退手組合の負担というのは著しく軽減されるわけです。軽くなるわけですね、下がるわけです。逆に、だとするならば、一定のこの措置によって退手組合に対する負担金について見直すのが当然ではないのかというふうに思うわけです。そうでなければ、仮に下田はこのような格好で見直したと。他の40%の市町村は依然として退職時において1号アップをして退手組合がそのアップに基づいて計算して、普通退職とみなして支給するという、こういうことになるわけです。

そうしますと、市財政ということからいくなれば、1号アップを見直したからといって一般財源やその他の財源に対する負担や負担の軽減が行われまいということとはさっき説明されたとおりであります。だとするならば、退手組合の加入者の中に、これを行わない市町村と行っている市町村との格差が出てくるわけです。当然、そうしますと、むしろ職員の利益ということからいくなれば、仮にこれを切ったからといって負担金が変わらないということになるならば、むしろその状況を見るまで延ばしてもいいのではないのかと。職員の利益につながることはなかろうか。例えばさっき言ったように、退職時において20万円余の減額になるということのようですから、減額にならなくて済むと、そういう問題が出てくるのではないかと、いかがでしょうか。

それと、仮に特別職が条例であれしていると言っても、少なくとも4年で1,000万円を超えるような退職金を支給するような、こういう制度の改革こそ大事なことだと思うんですよ。そういうものに手をつけずに、何ら手をつけずにこれはもう退手組合の条例でやるのだと、

職員の場合にはこれでやるんだと。これはちょっといささか片手落ちではないでしょうかね。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 下田市以外についても同じ退手組合に入っております、例えば裾野市、湖西市等についても、湖西市も定年時の昇給はもうゼロだと。そして裾野市も10年以上については1号をゼロにしたという。同じ退手組合に入っている市町村についてもそれぞれ見直しをされている中で、今後いろいろな退手組合に入っている市町村がそれぞれ同じような状況の中で見直しを通った場合については、そういう負担金の話も出てこようかと思えます。

特に私が組合の職員ではありませんので、ここで言うことはできませんが、とにかく足並みがそろった段階ではそういう多分話も出てくるのではないかという気がいたします。

また、特別職についても当然今回今年始まったことではございませんので、ずっと長年の中でダブっているのはさんざん今までやってきたわけでございます。今の時代の中で、不都合等があれば、当然退手組合の議員さんもおられます。その中でいろいろな議論がなされるのではないかという気がいたします。とりあえず、今の段階ではそういう制度になっておりますので、その制度に従うしかないというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 明確にしたいのは、この措置によって市の財政的な負担が軽減され、それによって市財政の若干なりともプラス要因になるということになるのかどうかということについては、それはならないと言っているわけです、変わらないと。そして、退手組合の現状は、1号アップを進めている市町村、それを国に倣ってやっていない市町村も、要するに加入自治体の中に40%余あるという。そうだとしますと、退手組合では現行どおり下田は国に倣って国のご高説に従って1号アップを削ったと。ほかの市町村は削らないと。削らない市町村は退手組合に対する負担金の率は同じであっても、余計給付を受けると、こういうことになりはしないのかと、なると。だとするならば、もう少しこの点は考慮して、全体的なこの手のものならば、例えば異動とか退職とか脱退とか何とかということと同じように、全体的な退手組合の方針がはっきりするまでこの問題は据え置いてもいいのではないのかと。直接、あなたのおっしゃるように、市財政の軽減にも何もならない、ただ職員いじめのような感じになってしまっていると。下田の職員は今年せっかく20年でおやめになろうとしたのに、1号アップは今度これでなくなってしまったと。隣の市町村は20年で1号アップでもら

えますよと。こういうことになるというのが現実ではなかろうかと。この点いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 小林議員の言うように、当然廃止をすることによって有利なところ、不利なところが確かに出てこようかと思えます。

しかし、退手組合の負担金の中で、例えば退職職員の多い、少ないかによって掛金より退手組合へ納める負担金より多く退職金をもらう市町村も中には出てこようかと思えます。また、それ以下の場合も出てこようかと思えます。一つの同じ組合の構成なものですから、すべてが均等というわけにはいかない。やはりある程度制度が変われば当然その制度に従って有利なところ、不利なところが出てこようかと思えます。

そういうことで、下田については1号をなくすことによって、下田市の財政には何も影響はございません。また退手組合から退職金が出るわけでごさいます、何も制度は変わりませんが、とりあえずこれについてはもう昨年5月の段階から、この4月1日付で施行したいという話を職員の方へ向けてきましたので、これらについてはできる限り早い時期に施行したいということでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第48号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第49号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市民課長（河井文博君） それでは、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案件名簿の9ページ及び説明資料の11ページと12ページをお開きください。

11ページが改正前、12ページが改正後の条文で、下線部分が改正箇所であります。

提案理由といたしましては、下田市国民健康保険税の国民健康保険税課税額並びに介護納付金課税額の算定に係る税率等の改正に伴う下田市国民健康保険税条例の条文の整備を行うというものであります。

まず、国民健康保険に要する費用に充てるための国民健康保険課税額の算定についてであります。第3条第1項の国民健康保険の被保険者に係る所得割額については、基礎控除後の総所得金額に「100分の7.4」を乗じて算定するとありますのを、「100分の8.15」を乗じて算定するに改め、第5条の国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額については、被保険者1人について「20,500円」とありますのを2,200円引き上げ「22,700円」に改め、第5条の2の国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額については、1世帯について「24,000円」とありますのを2,700円引き上げ「26,700円」に改めるというものであります。

次に、介護納付金課税額の算定に係る税率等の改正であります。第6条の介護納付金課税被保険者に係る所得割額については、基礎控除後の総所得金額等に「100分の1.3」を乗じて算定するとありますのを「100分の1.4」を乗じて算定するに改め、第7条の2の介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額については、介護保険納付金課税被保険者1人について「7,500円」とありますのを1,100円引き上げまして「8,600円」に改めるというものであります。第7条の3の介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額については、1世帯「3,800円」とありますのを700円引き上げ「4,500円」に改めるというものです。

次に、第5条の国民健康保険被保険者均等割額及び第5条の2の国民健康保険世帯別平等割額、第7条の2、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額及び第7条の3、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を改正することに伴い、第13条第1号の6割軽減で、アの1人について「12,300円」とあるを、1,320円引き上げ「13,620円」に、同号イの1世帯について「14,400円」とあるを1,620円引き上げ「16,020円」に、介護分について同号ウの1人について「4,500円」とあるを660円引き上げ「5,160円」に、同号エの1世帯について「2,280円」とあるを420円引き上げ「2,700円」に、同条第2号の4割軽減では、アの1人について「8,200円」とあるを880円引き上げ「9,080円」に、同号イの1世帯について「9,600円」とあるを1,080円引き上げ「10,680円」、介護分について同号ウの1人について「3,000円」とあるを440円引き上げ「3,440円」に、同号エは1世帯について「1,520円」とあるを280円引き上げ「1,800円」に改めるというものであります。

恐れ入りますが、案件名簿の10ページにお戻りください。



本文の附則第1項、施行期日であります。この条例は、公布の日から施行することとし、適用区分については第2項において、改正後の下田市国民健康保険条例（以下、「新条例」という。）第3条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の2、第7条の3及び第13条の規定は、平成17年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

続きまして、条例改正説明資料の13ページをお開きください。

この表は、6月1日と6月3日の2日間にわたって国民健康保険運営協議会にお諮りし、ご審議をいただき、その答申に基づき作成した予算書の案でございます。左側の欄が歳出予算、右側の欄が歳入予算となっており、左側の欄の下には介護に関する部分を財源内訳として掲示してあります。

まず最初に、右の歳入の欄の9款では、平成16年度の繰越金7,400万円の見込み額が繰り越されまして増額となっております。これに加えても、平成17年度の所得点を現行税率で計算してみますと、約8,650万円の不足が生じる結果となりました。前の全員協議会の資料の4ページにもございます。

まず、不足額の理由としまして、1として左側の歳出欄でございますけれども、3款の保健給付費が増える見込みとなりまして、昨年度当初予算は19億7,170万円、決算で19億1,394万3,000円から今年度見込み額20億9,554万円を引くと1億2,380万円の支出の増額になるというふうに見込まれます。決算分を引きますと1億8,159万7,000円となります。

2番目としまして、三位一体の改革に伴いまして、国・県の財源構成が変更となり、右の歳入の欄で国庫療養給付負担金、3款1項1目の40%が36%に変更になり、国の普通調整交付金、3款2項1目が10%から9%にということになります。この減った5%が県の財政調整交付金として創設されたものであります。また、基盤安定事業も国の2分の1の補助がなくなり、これにかわりまして県の補助として4分の3、市が4分の1となりました。県の財政調整交付金5%ですが、考えとしまして4プラス1ということで、この1%は県の裁量があるために未確定となり予算に算入しておりません。約2,200万円の歳入減ということにしてあります。

3番目としまして、被保険者の所得額の減少。5月30日現在で計算しましたけれども、平成16年度の課税標準額が64億8,700万円、17年度で同じ率で計算しますと60億2,700万円、4億6,000万円の減。これに6割、4割の軽減と、それから上限の軽減がありますけれども、現行税率の7.4%を乗じますと、16年度で4億8,000万円、17年度で4億4,600万円というこ

とで一般分として3,400万円という減額となっております。

以上、医療費の増額、それから財源構成による減額の予想、被保険者の所得の減少が不足額の要因となるものです。当初、介護分の上げ率は税率にしますと18.05%の上げ率になるため、一桁にしたいとの思いから国保の運営協議会長と市長との話し合いによりまして、一般会計から1,000万円繰り入れていただき、介護全体で9.86%に抑えることができました。

次のページをめくっていただけますでしょうか。下田市の運営協議会の答申内容でございます。この内容に基づきまして条例改正を行いたいというわけですが、要望事項といたしまして保険税の公平な負担、国保財政の健全化のためにより一層の滞納額の解消を図ってほしいということ。

2番目として、医療費の増高を抑えるため具体的、長期的な保険事業の推進を図る。

3番目として、17年度において今回の値上げをしても医療費等が足りなくなった場合には、一般会計からの繰り入れで対応されたいとの意見が記されております。

次の15ページですが、医療分の現行と答申の比較が記載されております。

上の欄を見ますと、世帯数が67増加しました。国保の世帯が7,395世帯、被保険者は1万3,990人、30人の減となっております。列ごとに所得割賦課額、資産割賦課額、均等割賦課額、平等割賦課額となっており、上の行から昨年度、2行目は現行税率で17年度分を試算した場合、3行目は答申内容となっております。

一番下の行は現行税率で、答申の比較です。右から2番目の列が改定率となっており、医療一般で7.90、退職分が8.60、四捨五入しまして合計8.1%の増。その右側が調定額となっております。

続きまして、16ページ。同じような表があります。これは介護分の現行と答申の比較の表でございます。右から2列目に改定率が記載されております。

次の17ページをお開きください。

国民健康保険特別会計決算状況の表で、上段が歳入、下段が歳出となっており、平成8年から17年度の予算まで、左の欄には款ごとに大きくくりで、また歳入の下段には赤字繰入の内訳が記載されております。

歳出の下段は丸印で税率を改定した年度が記載されております。それからまた、歳出4款ですが、15年度からの介護納付金が大幅に上がっているのがわかると思います。

次の18ページは、上の表が保険給付費の支出状況で、療養給付費は一般と退職が合算となっております。2番目が保険税率の推移で10年度から15年度までは3年ごとに改定されてい

たことがわかります。3番目が保険税の収納状況。それから4番目が1世帯1人当たりの税額となっております。

続きまして、19ページをお開きください。

19ページは療養給付費の状況の調べで、一般退職ごとに14年度から記されております。

続きまして20ページ。

20ページは国民健康保険の被保険者の月別の推移、14年度から16年度までの加入世帯・人数、加入者の内訳、市の人口・世帯、国保の加入率が記されております。

21ページをめくっていただけますでしょうか。

21ページは近隣の市町村の医療費の状況で、15年度と16年度を比較しますと、歳出の総額で御殿場市は55億7,100万円が61億8,600万円の11%増、賀茂村の4億2,600万円が4億8,300万円の13.2%の増と目立っているところです。

療養給付費では、賀茂村の1億4,600万円が1億6,800万円の15.1%の増、松崎町の3億5,900万円が3億9,700万円の10.7%の増、東伊豆町では7億8,900万円が8億5,200万円の7.9%の増となっており、大きく伸びているところです。下田は11億3,500万円が11億5,900万円で2.2%と少ない伸びとなっております。これは保険事業が充実したことで下がったのではないかと、そういうふうに思っておりますけれども。

次の22ページを開いていただけますか。

これは基金の状況です。平成15年度、16年度、17年度と三つに分かれております。各市町村とも国保の運営の厳しさから残高が減少しております。平成15年度からの下田市の基金残高が79万円。国保の運営をこの79万円が窮屈で弾力性のないものにしてしているのかと思われまます。今後は、医療費の増高を抑えまして基金の積み立てを図りまして、安定した国保の運営に努めていきたいと考えております。

以上で、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

4番。

○4番（土屋雄二君） 先日、同僚議員の伊藤議員から質問がありましたが、私の方からも国保についてお伺いをさせていただきます。

国保税を平成16年7月から13.23%値上げし、7,591万円の繰越金が出ており、医療費の決

算額が11億5,971万円となり、平成17年度の見込み額を13億円としておりますが、見込み額を多くすれば安心感は多いと思いますが、その分平成17年度8.1%の値上げとなっており、私は見込み額が少し多いのではないかと感じておりますが、妥当性についてお伺いいたします。

一般会計から繰入金介護給付金に充当するための保険料には1,000万円入っておりますが、国保税には入っておりません。私は国保税の一般会計の順位の番号を上げて一般会計からの繰入金を強く要望いたします。すべての会計の平成16年度の決算も出納期間が終了したと思いますが、一般会計の決算状況の報告をお願いいたします。

もし、平成17年度に繰越金が出ておるようでしたら、金額と今後の予算措置についてお伺いいたします。また、国保への捻出はできないものかと質問して終わります。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） 13億円が療養給付費で多いのでは、見過ぎではないかということで、これを1億円見なければ12億円になってとんとんとなって上がらなくて済むのではないかと、そういうような議論が前にもありました。

うちの方も、支出が今年のように11億5,000万円ぐらいで17年度が済めばありがたいわけなんです、これは非常に水ものでございます。16年度非常に少なかった。翌年度は少ないだろうというのは、見ますと翌年度が多くなっているというのが、そういうふうに思います。それで、うちの方で歳出を今の療養給付費を見るに当たりまして、勝手に13億円にしているわけではございません。国保連合会というところで計算をさせていただいております。それで、ここにありますけれども、これがその資料でございます。16年11月10日に、主管課長会議のときに配られたものでございます。26ページにわたるデータの積み重ねでできております。これは3択になっておりまして、まず、保険者負担額による推計ということで案の1、それから1人当たり負担額の推計ということで16年度割る15年度の伸び率を用いたものというのが案の2で、全国平均を用いたものというのが案の3という格好で、この中から一つを選ぶようになっておりますけれども、うちの方はお金がないということもありまして、一番安い案の2というのを選びました。下田市は13億332万7,000円でどうだろうかというふうな形でできております。これを300万円削りまして13億円というふうに変ばせていただいたわけなんですけれども、15年度にはやはりたくさん伸びているということがありました。今年を見ましても、3月と4月が大分伸びております。もう2カ月間で去年よりも3,000万円ほど余分にかかっています。今の13億円というのは大体一月に1億800万円ということになります。

12億円ですと一月1億円というふうな見方をすればいいかと思えますけれども、それを超えております。これはもう本当にわかりません。幾らになるかわかりません。

うちの方は基金もないですし、予備費もないです。ですので、その辺を安全を見るというくらいはどうしてもあります。去年が11億5,000万円、その辺で見ても、12億円で見てもよと言われますけれども、どうしても国保連合会の資料の方を重要視しまして、こちらの方をチョイスしていただきました。ということで、医療費の組み方13億円というのは今説明したとおりでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） それでは、2点目の平成16年度の一般会計の決算見込みはいかかなものかというご質問でございます。

ご承知のとおり、出納閉鎖をしまして、これから9月の決算報告に向けて現在決算の最終の詰めを行っているところでございますが、最終的に平成15年度予備費残高としては1億2,000万円程度を想定しておりました。それから、その他歳出決算不用額としては想定で6,000万円ぐらい、その他歳入歳出の調整で500万円ぐらい、トータルといたしましては、現時点では1億8,000万円ぐらいの繰り越しが見込めるのかなと。

一方、しかし現計予算で7,000万円の繰り越しを充当してございますので、差し引き1億1,000万円ぐらいのものが想定されるのかなと。しかしながら、今後の補正財源としてそのぐらいのものは見込めますけれども、現時点において歳出財源として想定されているいろいろ各種事業等をやりますと、約2億円ぐらい財源が必要になるという見込みを立てております。したがって、差し引き約9,000万円ぐらい赤字になると。全部の事業をやった場合の推計でございますけれども、2億円という事業が想定されますので、繰り越し補正財源との差し引きでは9,000万円から9,500万円ぐらいの財源不足になる、そういう状況でございますので、申しわけございませんが、極力国保も繰り入れをしたいという考え方の必要もあったんですけれども、財政執行できるという状況ではないと、一般会計も非常に厳しい状態であるというところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 4番。

○4番（土屋雄二君） 繰越金が1億8,000万円とある、事業費が2億円ぐらいかかるので、9,000万円ほど赤字にあるというようなことでしたが、具体的にどのような事業を見込んで

おるか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 今後の大きなところで見込みとして挙げておりますのは、まず、先ほど勸奨退職等の関係がございましたが、その関係での特別負担金で約6,500万円ばかり、それから大きなところでは清掃事務所の焼却炉、ロストル修繕等でございます、これが約7,500万円から8,000万円ぐらい。その他いろいろなもろもろのものがございしますが、大所では大体こういったところが大きなところでございます。

○議長（森 温繁君） 4番。

○4番（土屋雄二君） この1億8,000万円残ったというのは、当初の見込みとどの辺が大きく変わったわけですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） ちょっと細かい分析はしてございませんが、歳出におけるそれぞれの各課の執行の努力という部分もございしますし、今のところ何が原因というのもしきれませんが、それぞれの執行残等の大きな要因があるかと思えます。

いずれにしても、今申し上げたように、1億8,000万円と言いつつも、そのうち7,000万円は当初予算で計上してございますので、実質1億1,000万円しかないわけです。1億1,000万円で先ほど申し上げた今後想定される事業費として2億円ぐらいが想定されるものですから、差し引き9,000万円ぐらいの赤字になっていますよということをご説明申し上げたんです。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

12番。

○12番（大川敏雄君） 私は今回の国保税、昨年が13%、本年が8%強、この連続して値上げをするという点については、過去私の記憶ではなかったような気がします。

それだけに、確かに下田市の一般会計、国保財政が大変厳しい状況に立たされていることも十分認識していると同時に、一方これを負担する側の市民の生活状況も本当に厳しい状況に置かれているという現況をやはり認識しなければいけないと思うんです。

その上に立って、全協でも、あるいは一般質問で伊藤議員や、今土屋雄二議員が指摘されましたが、私も共通認識を持っているんです。今もいわゆる当然この厳しい状況の中で市民に課税すると、増税をするという場合には、本当に歳出について一体適正であるかどうか。確かに見込みであることは事実ですが、いろいろな視点から検討してこれがぎりぎりの適正

な見積もりだよというところを示さなければいけないと思うんです。

そういう認識に立って、まず第1点目には、平成16年度のこの数値を説明されました。当初予算で一般療養給付費を12億円見ました。高額一般療養費を約1億8,000万円見ました。しかし、16年度の決算においては、大幅にそれが減額になっているわけです。一般療養給付費においては、8,000万円を超える減額になっているわけですね。あるいは高額療養費についても1億8,000万円に対して相当減額になっている。これは一昨年度よりも一般高額療養費は実績として減っているわけなんです。そういう意味で、まず課長としていわゆる平成16年度に7,000万円以上の黒字が出たのは、私の認識としては主たる要因はこの療養費の平成16年度におけるところの予算の編成が非常に余分に計上したと、その結果、16年度に7,000万円を超える黒字が出たと、こういう認識をしているんですが、この認識に誤りがあるかどうか、第1点目質問いたします。

それから、今回のこの13億円ですが、あなたたちの方で配付した資料で見ますと19ページになりますが、決算数値で前年度対比で平成15年度と16年度対比が出ておりますが、実質上一般療養費で2%増えましたと、決算で。ところが、平成17年度の13億円は平成16年度の決算数値からすると約12%増やしているわけですね、計算しますと。

そこで、僕はなぜ13億円が多いかという点を視点をかえて、あなたの配った21ページ、これを見てくださいます。ここで僕が注視しましたのは、裾野と下田を比較したんです。療養給付費で見てください。裾野が平成15年度11億4,400万円です。下田が11億3,500万円です。この差額は下田の方が880万円少ないんです。平成16年度を見た場合に、これで裾野と比較しますと、やはり下田が130万円ばかり少ないんです。

では、平成17年度の予算を見ますと、裾野は12億6,000万円です。今度は見積もりは裾野の方が少ないんです。それで下田は13億円です。約4,000万円増えています。いいですか、先ほどいろいろな理由をつけましたけれども、同じ静岡にあってこういう数値が出てきます。それから、高額療養費を見てください。裾野1億2,600万円です。そして下田はこのときに1億6,600万円。これが約3,900万円の差です。下田の方がこの場合は多いんです。

これを平成16年度で見た場合に、下田は1億5,900万円、裾野は1億1,900万円です。これも約3,900万円同額下田が多いんです。しからば、平成17年度の予算を見てください。裾野は1億1,500万円です。下田は昨年と同様1億8,000万円です。下田の場合に先ほど説明しましたけれども、いわゆる平成15年度と16年度で、平成15年度よりこの一般高額療養費は減っているんですよ。それでこの差が6,500万円になるんです。今までは4,000万円の比較なんで

すね。差なんですよ。それが今度は何と平成17年度は4,000万円プラス2,500万円。これだけ増やしてきているんですね、予算で。

これはどう資料を見ても、多少この見方は、ちょっと下田市の負担をする市民の皆さん方に安易に数値を計上したのではなかろうかという一つの疑念を起こさせても、私はしようがないと思います。多少この予算ではこれだけの。

仮にこれは質問しますが、今指摘したように、裾野と同じような発想の中で療養費を減らした場合、差を減らした場合に、約4,000万円と2,500万円、6,500万円ありますね。これを歳出の給付費で引いた場合に保険税でどの程度減額になるか。要は、僕はゼロにしろと言っているのではないんです。本当に市民が見て、ああこれは一般の下田市の財政も厳しい、国保財政も預金がなければ、基金もなければ非常に厳しい状況なんだと。加えて、高齢化が進んでいるにもかかわらず、そこまで認識するけれども、課税する場合に、いわゆる水増し予算をして課税するという事は審議機関の議員としては、やはり十分精査しなければならない一つの任務だと思います。

そういう点について、私の視点、指摘に対して、おい、それはこういう点が違うよというものがあればご指摘いただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質疑の途中ですけれども、ここで10分間休憩したいと思います。

午前11時 3分休憩

---

午前11時13分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第49号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

○市民課長（河井文博君） 先ほどの大川議員のご質問でございますが、当局側は大幅に歳出を見過ぎていたのではないかというようなことでございます。

16年度は12億円の予算、それが11億5,000万円と5,000万円一般の療養費で見た場合少なかったと、そういうようなことでございますけれども、先ほども言いましたように、これは保険事業がうまくいったと。医者にかかる人が少なかったと、こういう形で今年もやっていきたいとうちの方も思っておりますけれども、その辺が水ものでございます。



もちろん、医療費を抑えるというようなことは事業としてやっていかなければならないと、今年も健康福祉課と協力しながらやっていくようになると思いますけれども、この結果はあくまでも、何というんですか、少なかったと。しかし、保険給付費の計を見ますと、19ページですけれども、保険給付費の計、黒い網がかかっているところがございます。18億3,500万円、15年度が。16年度が19億1,300万円。減っているわけではございません。増えております。着実に増えております。ですから、16年度が減ったと、このリバウンドが怖いんです。14年度から15年度のリバウンドも大きかった。これは条件がありまして、11カ月で見たということもありますけれども。

〔発言する者あり〕

○市民課長（河井文博君） ということもございます。

それから、そういうことで別にわざと大きくしているわけではございませんので。

裾野とのことです。裾野というのは国保の加入構成がどういうふうになっているかちょっとわからないんですけれども、裾野は一番最後のページ、基金の状況を見ていただければよろしいかと思っておりますけれども、22ページです。ここで、我が下田は79万8,000円の基金。ところが裾野は1億5,600万円。このところでどれだけ。

〔「歳出に関係ない」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（河井文博君） 関係ないんですけれども、安全を見ますとこういうところで微妙なところが働いてくるのではないかと。

それから、下田市は高齢者が裾野よりも多いというような話もございます。そこで、私もこの表の裾野を見てみました、やはり気になりましたものですから。裾野は低いなというふうに思いましたけれども、私も財政力があるという部分もあるのではないかなと。そういうところでなるべく低く裾野の方は支出を見たというふうに思っております。

それでよろしいでしょうか。考え方ですが。

○議長（森 温繁君） 12番。

○12番（大川敏雄君） 今回、歳出の方は当初予算どおりの数字をそのまま持ってきているわけですが。3月議会の当初予算どおりの数値をそのまま持ってきている。

そういう中であって、本算定に基づくところの今回の課税は、少なくとも大幅な2年連続の市民に対する税負担を求める場合には、あるいは今の状況ですと、来年も税負担をさらに求めなければならないと、こういう状況にもあろうと思えます。

その場合に、やはり歳出をきちっともう一度シビアに見て、そして補正に臨んでくるとい

う姿がどうもはっきり見えないと。そういうふうなことで具体的にこの決算数値からきて、確かにそれは見込みだけれども、見込みの上に立って他市と比較したり、あるいは過去の下田市の歳出の状況から見て、ちょっと予算を計上し過ぎではなかろうかと。せめて、裾野並みで僕はいいのではなかろうかと。そういうことになれば、何%ぐらいの、8.数%が少なくとも相当減額になってくるのではなかろうかと。それでもこの平成17年度はやれるのではなかろうかと、こういう気持ちでいるわけです。

ですから、その点については、あなたの説明では私は納得できない。私の方が理屈が立っているんだと、こう思います。ですから、見解の違いです。

ただ、市長に今回聞きたいんです。今回の議会に対して資料が出されておりましたが、6月7日のこの我々に渡された資料に、平成17年度の郡下の各町、あるいは周辺のあれで比較表が出ています。この比較表を見ますと、値上げした結果、下田市民は郡下において、東伊豆もありますが、松崎も値上げをする動きもありますけれども、郡下の周辺において東部地区のあれにおいて、非常に税率が高くなると。異常に高くなると、このままでいくと。こういう認識に立っているんです。

ですから、きめ細かく歳出も見た上で、市民に値上げを求める場合は理解を求めていくという姿勢が大事だと、こう思っているわけです。

市長、どうです。全協で渡した値上げの結果の数値を見て。異常に下田市は突出していませんか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） この間の全員協議会で、市長。

〔「市長に答弁求めている」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（河井文博君） 私、資料を持っていますので。

〔発言する者あり〕

○市民課長（河井文博君） ちょっと先に。

下田市の所得割ですけれども、今回7.40が8.15ということで、この近隣の町村では一番高いということになっています。それから資産割についてもこの50%というのは高いです。それで、均等割は2万2,700円ということですから、上がった場合ですけれども、東伊豆町が2万7,000円ということで東伊豆町が一番高い。それから平等割も東伊豆町が下田よりも高いということです。それから、介護については松崎町さんが今回1.70というふうな所得割の値上げをしております。それで、資産割は下田市が8.0ということで一番高くて、均等割は

伊東市が9,000円ということで一番高いことになっています。平等割については下田市と東伊豆町が4,500円で同額ということで一番を争っているというような。こういうことで安いとは決して思っておりません。高いと思っています。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 大川議員の他町との比較の中で、下田が突出しているのではなかろうかという中でございますけれども、下田の場合は一応改定案という中でこの数字が出されております。松崎町も今回17年の改定の中では24%の値上げという数字を出しております。

ですから、かなり他町もそのような形の中での改定を計画しておりまして、松崎町も既に議会を通ったようでございますし、またこの4月、5月の請求額を見れば、4月だけでも、これは各議員さんにも説明してあるかもしれませんが、1億2,000万円の請求が来ています。13億円の予算では月平均でいきますと1億800万円という予算の中で、1億2,000万円の請求が来ているということは、ここでもう既に1,200万円オーバーしているというような数字が現実もうこの4月以降の数字で出ています。

5月の場合ですと1億800万円。ですから、ちょうど13億円の予算と同じ額ということで、今後どのような形でこの請求額が出てくるかわからないという中で、原課は13億円という試算を出しているということをご理解いただきたいというふうに思います。

現実の数字として4月の請求が1億800万円と、13億円を平均月額しますと1億800万円ですけれども、もう1億2,000万円という医療費の請求が来ているということでございますので、原課が13億円という試算をしているのもやむを得ないという判断でいきたいというふうに考えております。

○議長（森 温繁君） 12番。

○12番（大川敏雄君） 細かな歳出の予想については、委員会でまた審議されることと思えますけれども、過去の実績や、あるいは他市等を含めて、そして年々の値上げと、そういう状況を見ますと、確かに本年この改定に当たって介護の方でございますが、その税率を下げるためにとりわけ1,000万円の繰り出しを一般会計から予算措置しておりますけれども、医療部分について大変一般会計も厳しい状況にあるにせよ、市長が今時点において、給付費の見直しとあわせて特段の配慮をするのが市長の政治姿勢でなければいけないと私は思っております。

それについて最後、質問。市長の考え方を。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 一般会計の繰り出しにつきましては、今回の本議会の一般質問のご質問にもお答えしましたように、やはり政治的判断、それから財政状況という両方のことを考えながらある程度の判断をしなければならないと。国保につきましても、とりあえずはやはり受益者という方がいらっしゃるわけですから、受益者の方にある程度の負担はしていただかなければならないのは基本だろうかと思います。

しかしながら、財政が許す限りは、一般会計の中から繰り出しをして、その方々の負担を少なくすると、これはやはり政治的な判断ということでぜひやっていきたいというふうに思いますが、とりあえずは、先般の質問で答えましたように、その分負担を繰り入れを増やせば、ほかの事業にも影響が出てくる。やはり執行者とすれば市民全体のバランスを考えながらの予算編成をしなければならないという立場にあるということだけのご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

10番。

○10番（小林弘次君） 今までの大川議員、土屋雄二議員の質問を聞いておまして明らかになったことは、一つは今回の国保税の改正が税率において、郡下はもちろん県下でトップクラスの極めて高い税率であると。要するに、下田は市民に対する国保の税負担は県下トップクラスの重い税負担を課しているという、こういう現実が明らかになりました。

一方、国保事業というものは、いわゆる社会保険等に参加しない自営業の人たちを中心にして下田市が保険者となり、医療費の2分の1相当額が公の国、その他から交付されて運営されているものであります。

そういった中で、当然それぞれの加入者の負担というものは、医療費の増高によって負担というものが変わってくるということは、これまた質疑の中で明らかになりました。

しかしここで、下田市の医療費、要するに1人当たりの医療費、あるいは1世帯当たりの医療費は県下の実情から見れば横ばい、極めて低いレベルにあるわけです。国保の税の積算の基準になる医療費は県下レベルではずっと低いランクにあるにもかかわらず、税が一番高いランクになると。この落差は何であるのか。この説明が全然ついていないんです。

確かに医療費、やってみなければわからないと。13億円になるのか、場合によると14億円になるかもしれないという、これは長年の自分の経験の中でそういうケースもあって、なけなしの一般財源から次々と繰り出さざるを得なかったと、こういうことがあるわけで、これは13億円が見過ぎなのか、見過ぎでないのかというのは、ある意味では結果論でしか判断でき

ないものを持っていると思います。ただし、そうであったとしても、下田市の医療費の現状というのは、県下で高くない、安いという状況にあるということです。

では、なぜそんなに医療費が安いのに税率を上げざるを得ないのかということについてのこの分析に欠けているものが一つあります。一つは、全体で支えるべき被保険者の負担を90%の人でみんなで持とうと、あとの10%の人は金を払わなくてもいいよという、こういうやり方でやっておりますから、当然割高、県下一番の高い税率になるわけです。

ちなみに、この郡下の状況を見ますと、お隣の南伊豆町や、あるいは松崎町や、あるいは西伊豆、合併しましたが16年度までは賀茂村がありました。いずれも国保の収納率は95%を超えております。滞納繰り越しにおいても、ある地域においては30%を超える収納率です。下田は何と90%以下。行革が叫ばれ市の財政難が叫ばれている中で、石井市長になってから長年にわたってこのていたらく、税率のていたらく。こういう状態は、執行者としての怠慢によって市民に大きな税負担をさせているという現状を浮き彫りにさせていると思います。

言えば、南伊豆町、松崎町、あるいは西伊豆町、賀茂村等95%を超える収納率をもってやっている。仮に5年間95%といわず、93とか94%少なくとも我々が十数年前の国保の運協のあれをしているときには、90%なんていう収納率はなかったわけです。この点において、行政執行者としてそのような状態を見過ごし、対策をとってこなかったという、この政治的、事務的責任はやはり最大のものがあり、それを市民に転嫁するというのはこれまた最大の悪政にほかならないと、私はこう思うわけでございます。

その点で、まず今回の質問は、医療費は少ないにもかかわらず税率はすごく高くなるのは何なのか。根本の本当の理由は何なのか。私はそれは収納状況が9割の人、要するに世帯数において7,000世帯あるそうですが、先般の伊藤議員の質問を聞いておりますと、一千数百世帯が滞納しているんだと。世帯数においては十数%の人は金を払わなくてもいいよと。残った人たちが負担してつじつまを合わせるといって、この安易な姿勢が国保事業をあいまいにさせているのではないのかと、こういうように私は思いますが、その点についてまずお伺いするものでございます。収納状況に対する工夫。

僕は全協のときに市長に申し上げたと思います。国保事業の抜本的な改革というものをしていけないと、これは大変なことになりますよと。財政運営等含めて、行政執行含めて抜本的な改革をする。そうしない限り今の国保の状況はまさに危機的状況、住民負担をますます強め、少なくとも一部の人たちにしわ寄せをさせていくという、こういう国保の理念。全体でお互いに助け合ってやっていくという保険の理念を失わせるような運営というものは、や

はり改めなければならないと思います。

そういう点で、今回の引き上げというのは今言ったように、さまざまな矛盾を持っているわけです。その点にメスを入れない限りできないと思いますが、いかがでしょうか。

それともう一つ。下田市の医療が比較的安く抑えられているというのは、市民の独自の努力、健康に対するさまざまな努力と相まって、下田市政が伝統的に保健事業に対して政策的に重視してきたからだと思います。しかし、ここ最近、今年度に至っては、この保健事業を石井市長は大幅に後退させているわけです。例えば各地区に100人からいた保健委員さんを大幅に切り捨てて、各地区における保健委員の活動というものを抹殺させようとしているような、こういう行政を行おうとしております。

さらに、市民の健康を維持するために最も大事な健康診断というのか、市民の健康診断の市の啓蒙による受診率を高めようとする努力を放棄し、全く希望者だけ受けてくださいよと。健康診断があるということを全市民に知らせ、多くの人たちに健康診断を受けさせ、予防のために、要するに高額な医療に、病気にかからない前段でのそういうことをするというやつを、今申し上げましたように、これもまた切り捨てようとしているわけです。

これでは、国保の市民の生活や健康、生命を守るという姿勢の最も大事な点について、いささか問題があるのではないのか。先ほど来聞いておりますと、何か下田市の保健事業がすごく効果があって医療費が少なくなっているんだということをお話していますが、17年度の行政執行を見てもみますと、私が申し上げたとおり、保健事業の切り捨てが始まったと、こういう状況にあるのではないのかというふうに思いますが、保健事業の切り捨てに対する回復というふうなことはお考えになっているのかどうかお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 国保の収納率の問題につきましては、小林議員は今、石井市長になってからでいたらくというようなことをおっしゃいましたけれども、私になってからどのような数字になっているか私自身は今手元にないものですから、もう一回調べてみますが、前のときにはすごい収納率がよかったということを言っているんですが、それとも、私になってから一気に数字が。

〔「90%台というのはない。聞いたことはない」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君） 今確かに90%を切っておるといような数字を把握しておりますが、それが90%が89%になったからでいたらくをしているといような、そういう意味合いでおっしゃっているんですか。90%の数字があればいいという。

〔「そんなこと言っていませんよ。もう一回言いましょうか」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君） わかりました。

そういうご質問でございますから、私も収納率がダウンの数字をはっきり把握いたしまして、何とか数字をアップする。

〔発言する者あり〕

○市長（石井直樹君） 答弁していますから。

収納率のアップを図れるように努力をしていきたいというふうに思います。

それから、保健行政の中でかなりいろいろな面が切り捨てになっているのではないかとこのことでございますけれども、私が市長になったとき、確か乳がんの診断を復活させたような記憶があります。私の市長になる前に乳がん診断のものを市がやらなくなったということで、これは女性にとっては大きな問題点であるというようなことで復活をさせた記憶もあります。

ですから、すべて私になってからそういうものが切り捨てられているということは、ちょっと心外でありますので、一つ一つの政策の執行をもう一回私も見させていただきまして、考えさせていただきたい、このように思います。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 根本的な、私が申し上げましたのは、今回の値上げが医療費は比較的安く抑えられているというこの評価。老人保健においても、そして国民健康保険の加入者においても、県下レベルからいっては比較的低いレベルで医療は抑えられていると思います。医療費は数字は低いと思います。

しかし、税率は県下トップクラスだという、この矛盾はどこから来るのかということ私は事務当局や市長に聞いているんです。その矛盾はさっきから言っているように、私流で言えば、長年にわたる国保税の収納において今日まで近隣の市町村、特に南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村等が95%を超える現年分ですが、超える収納をしている自治体、小さな町、要するに下田市よりも小さな規模、人員、職員も少ない、そういう状況のもとでも市民の理解を得ながらその実績を進めているところがあると、それに比較して、下田は90%、要するに5%近くも収納できないと。滞納額は4億円を超えようとしている。こういう状況というものをおいまいにし、その責任を明確にしないまま負担を市民だけに課するという、この構造というものに対して議会としてそれらをチェックし、その改善を求めるというのは当然の責

務だろうと思うんです。したがって、市長が気色ばむようなものではなくて、現実の議論をしているわけです。

そこで、どうしたらいいのかという、そういう抜本的な対策というものをこの際お考えになっていく、検討する、それが行政執行者の責務であるわけです。抜本策を。その上に立って、平成17年度のいわゆる保健事業に対する切り捨てについて批判を加えているというわけであります。

しからは、専門的な立場にある課長さん等含めて結構でございますが、保健事業の根本的な理念を90%の人たちで負担をさせて、そして残りはもういいよと、それで長年おやりになってきた矛盾というのが今来ていると思うんです。やはり、ここで保険税を上げなければならぬ本当の理由を検討すべきだと。私の言っている国保の収納率というものについて、何ら対策を考えないまま上げていくということで、これでいいものかどうなのか。それらが値上げせざるを得ない基本的な事由になっているのではないのか。4億円の滞納を抱えている。市長あるいは皆さんは民間経営感覚とかということを盛んに使いますが、わずか10億円かそこらの国保税のうち4億円も収納できない。年間当然理解を求めてほかの市町村では95%ぐらいでやっているのに、下田は90%ぐらいでちょろちょろやっているという、こういうのが民間感覚なのか。ちょっと皮肉なことを言いたくもなるわけです。

恐らく、市民にとっては収納率の低下によって高い、重い税率を課せられているという、この点について、そうではないのだということがあならば教えていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（高橋久和君） 国保の値上げ等の一要因が過去の累積になっている滞納が大きく影響しているのではないかというご指摘だと思います。

ご指摘のとおり、皆さんのお手元の資料の、ページとしては18ページの下段に、現年だけでございますけれども、平成7年度から平成17年度の現予算の徴収率、それから見込みが記載してございます。年度によって多少の増減はございますが、最近は正直言って90%、あるいは92%前後というところでの推移をしております。ということは、逆な言い方をしますと、7%から8%の方々がある意味では未納につながっているということだと思います。そういうものの累積が、16年度決算見込みで約3億6,000万円ぐらいの未納になっているということでございます。

これらの具体的な内容というのは、今決算調書をつくっております、多少の動きがあらうかと思いますが、納税者、国保加入者の中での5万円以下の滞納者が約381人、約900万円



の未納でございます。5万円から10万円が201人で約1,400万円。10万から20万円ですと272世帯で約4,000万円。以下、50万円以上の滞納している方々が209件で、そのトータルとしては2億1,400万円、繰り越し金額約3億6,600万円のうちの55%が、俗に言う50万円以上の未納者の数だということでございます。これはある意味では、医療費、あるいは医療費に伴っての保険税の値上げ、改定をここ数年実施しておりますので、なかなか納税者の立場になると大変なのかなと。ただ、税額の決定のもとになるそれぞれのデータというのは間違いのないデータだと思いますけれども、現実的な納付をする立場の市民になりますと、やはり相当厳しくなっているなというの数字的、あるいは未納金額の内訳からして、ある意味では類推できているのかなというのが実情でございます。

収納係といたしましうか、税務課としてどのようにこれらの対応をしているかということでございます。当然1人1人の納税者といろいろな形で接触し、あるいは納付のご協力といえますか、依頼をしているところでございますが、現実的に約3億6,000万円余の未納金額に対する、俗に言う滞納処分というところでございますが、16年度末でこれらの未納額のうち約6,600万円ぐらいは滞納処分をしてございます。残りが処分していないということでございますが、国保も、あるいは市民税もそうでございますけれども、基本的には市内の人たちが中心でございます。そういう人たちについては、その年度、年度に納付すべき金額はなかなか全額の納付は難しいんですが、俗に言う分納等で、納税に決して意欲がないわけではないよと。ただ実情としてなかなか納め切れないよというような人が多数ございますので、法に基づくところの滞納処分というのはなかなかできかねるというのも一面ではございます。以上のとおりです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） なぜ国保が高くなっているか原因を探せということですが、先ほど言いましたように、17年度の所得申告によって所得が少なくなりました。16年度の税率で計算して17年度値上げをしたいということなんですけれども、約2,000万から3,000万円所得割の部分が減っています。ここの減った部分は値上げしなければならないと、そういうことございまして、どうしても所得水準が低い方、お年寄りの方、そういう方が下田市には多いのではないかなと、去年よりそういうようなデータが出ております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 大変長くなって恐縮ですが、介護保険につきましては、介護納付分

というのは40歳から64歳までの保険者から国保加入者の介護納付金をいただくということになっております。

今回市はこの介護納付分についての未納額に引き合うようなものを一般会計から繰り出して、介護納付分についての未納については市の方で責任を持っていわゆる被保険者に転嫁しないと、こういうやり方で1,000万円を繰り出しているわけです。同じ論理からいけば、今回仮に少なくとも100%ということとはともかくとしても、南伊豆町や松崎町並みの95%を目指すとするならば、未納の5%分くらいは市の方で負担してやるぞと、こういうふうなことがあって初めて市政の信頼があり、国保の加入者の理解も得られることになると思うんです。

これについては、今後議論していきたいと思うんですが、ただ、今の仕組みでいきますと、医療費の負担を国が50%、そして加入者が50%という原則からいくと、医療費の3割を負担してさらに国保の負担をしていくということになりますと、国保事業だけに限ってみれば、医療費の60から70%をこの状態では税金として取っているということになりはしないのか。

そこでお伺いしますが、医療費の50、50という原則が、医療費の負担の割合は具体的にどうなっているのか。要するに加入者と被保険者、被保険者と保険者との医療給付に対する負担率はどの程度でしょうか。最後にこれをお伺いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） その点をちょっと計算してみました。

大体国・県の補助金というんですか、負担金が賄ってくれるのが50%ぐらいです。その辺は変わっておりません。収入の方で先ほど配っております一番最初の表の歳入の方、収入の方で見ますと、国・県の補助が40%ぐらい、それから市が43%ぐらい、あとの残りの17%ぐらいがその他の退職関係とか高額療養とか、そういうものになっています。ですから、大体その辺は崩れていないと思います。

以上です。

〔発言する者あり〕

○市民課長（河井文博君） この間の全員協議会のおきにもお渡ししたと思いますけれども、大体国・県が50%、あと軽減の関係とかということで少しありますけれども、下田市で負担している部分というのは国民健康保険に入っている方の部分も含めて大体50%ぐらいではないかなというふうに思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 国保の関係でございしますが、前任ということもありますけれども、

昨年から今小林議員がおっしゃった国・県の負担関係の制度改正、三位一体改革が多々ございまして、現状においては平成17年度におきまして、今回補正で若干財源内訳の変更等の内容も規則的に三位一体の影響もございまして、財源の内訳の変更の補正も踏まえさせていただきます。

具体的に申し上げますと、先ほど小林議員十分ご承知のとおり、規則的には一般以上の関係で申し上げますと、50%が国・県の負担金なり交付金等で賄われ、残りの50%が規則的には税等で負担するのが財源の内訳の原則でございます。そのうち、従来は40%が国・県の交付金関係でございまして、10%が調整交付金ということで、それで50%という理屈が成り立つわけでございます。

三位一体の改革の影響という部分、変更があるということにちょっと触れさせていただきましたが、従来この17年度から、これは17年度から変更になりまして、17年度が暫定措置で18年度から規則化するわけですけれども、17年度の暫定措置で言いますと、従来40%とされていた、いわゆる療養給付費の負担金でございますね、国庫負担金。これが36%に変わりました。それから、あわせて普通調整交付金が先ほど申し上げたとおり10%でございましたけれども、これが9%に変わりました。この差し引き、要するに40%から36%に変更された4%と、それから調整交付金の10%から9%に変更された1%、合わせて5%が税源移譲等の三位一体の改正によって県の普通調整交付金として算定される形になりました。そういう形での規則の変更はございますが、基本的には国の考え方としては、国・県の負担で50%は負担するよというスタンスでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

すみません。質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 0分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、議第49号に対する質疑を続けます。

1番。

○1番（沢登英信君） 今日、政府税調は、サラリーマンの大増税を計画しているということが報道されているようにかと思えます。

こういう中で、今年も国保税、あるいは介護料の増税化と、このように市民から言われるんではないかと、このように懸念をするわけでございます。といいますのは、7月に向けての市民税の確定、所得税の確定によって確定をしたと。この資料の15ページを見ますと、所得割が昨年度よりも収入が上がらないと、したがって、そこを0.75引き上げて所得割の部分の引き上げをしたいんだと。さらに所得割だけでは問題があるので均等割と平等割にも割り振ると、その金額は8,556万3,000円だと、このように読み取りようと思うわけでございます。

不況によって所得割の税収が上がらないと、したがって、そここのところにさらに高い税率を掛けて、そこからの徴収をするんだと、こういう意図が大きく見えていようかと思えます。

もう1点は、4月、5月の医療費が16年度は9,000万円程度で済んできたものが、1億800万円以上医療費が伸びていると、こういう状態の中で値上げは仕方ないんだと、こういう説明かと思うわけですがけれども、保険者としてしからば、どういう努力をしてきたのかということが当然問われようかと思うわけでございます。医療費の50%は国の社会保障制度の一つとしての医療制度ですので50%は国が見ると。こういうことからいきますと、制度の変更によって説明の中で、都道府県から来ます財政調整交付金5%の部分が4%だと、この1%の金額、恐らく1,300万円余になろうかと思うわけでございますけれども、その金額が幾らでこの予算には見込んでないのではないかと思うわけでございます。当然50%の社会保障制度としての負担を国・県に求めていくということから考えれば、当然これはきっちり予算措置をすべきものであると、このように思うわけでございます。

それから、やはりこの徴収税はそれぞれ所得があり、固定資産を持っているために課税がされていると、こういうことから言えば、1件で50万円以上の滞納者が何件もいるというようなことについては特段の徴収率を高めていかなければならないという具合に思うわけでございますけれども、それが一つ当局としてどのような努力をしてきたかの大きな柱の一つかと思うわけです。

もう一つは、やはり軽減対象が6割、4割。国の制度であるということから言えば、高い軽減率の適用を実現をしていく。7割、5割、3割等々の軽減をして具体的に市民の負担を軽減していくと、こういう措置も当然検討すべきだろうと思うわけですがけれども、これらの努力がどういうわけで検討されていないのか。こういう指摘をせざるを得ないかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

それから、国保の値上げが金額的には大変大きくなっているわけでございますが、介護関係部分も大変な値上げになっていようかと思えます。それで、13ページの下の方に介護関係

の歳入歳出の説明資料がございまして、一般介護料（税）が1,149万円の三角だと。これは一番大きな数字になっていようかと思えます。さらに、国庫負担金が1,095万6,000円だと、それぞれ三角の項目が、あと二つばかりそこに滞納分とがあるわけでございますけれども、これがどういう事情によるものなのかということを質問したいと思えます。

そしてここに、1,000万円の一般会計からのその他の繰り入れをすると、こういうぐあいの会計の措置になっていようかと思えます。資料の16ページを見ますと、徴収率が国保の徴収率と比べましても、一番最後の答申後の徴収率のところを見ましても、一般分が86.5%だと、退職は97%だと、その1枚前の15ページの国保の方は一般は90.5、退職は97.5とそれぞれ同じ納付書というんでしょうか、で徴収していようかと思うわけでございますけれども、どういうわけでこの徴収率の違いがこれほど国保と介護の中で出てくるのかと。何か一定の操作というんでしょうか、どういうものがあるのかなというような思いもするわけですが、この点がどうなっていようかという点でございます。

それから、15ページの国保の方に戻りまして、15ページの資料が限度額がそれぞれ53万円ということで国保の方は変えていないわけでございますが、金額は限度額を超える金額が一般で8,690万7,000円と、退職で1,559万5,000円、両方合わせて1億250万2,000円だと、このようになっておりますが、これらも件数的には7,400世帯のうちどのぐらいの世帯の人たちが限度いっぱいになっているのかと。同様に、介護の方の限度額についても限度額いっぱいの世帯というんでしょうか、人がどの程度いるのかと、このように思うわけでございます。実態的には、1,400人の世帯のうち現年度で1,000世帯、あるいは過年度で400世帯、1,400世帯ぐらいが滞納されているということですから、2割以上の人たちがそれぞれ滞納があると。それらが徴収されていないと、どのような努力の方法があるのかというのが1点と。

2点目が軽減の国の制度にのっとった仕組みというのはつukれないのかと。

3点目は、月9,000万円程度だったものが1億円を超えるような医療費に4月、5月がなつたと、こういう説明ですので、その原因は何かと。受診する人が多くなって大変増えたのか、それとも高度医療といいますか、がんとかそういう高度の医療の入院患者が増えたのかと。恐らく高度の医療の患者さんが増えたのではないかと、このように思うわけでございます。そうだとすれば、やはりそれは高度医療の対象になるわけですので、そこら辺の計数もきっちり見込んで、国・県からのそれぞれの交付金等々で13億円という医療費の見込みについて再度検討すべきではないかと、このような検討材料が出てこようかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） たくさんの質問があったものですから、もし漏れたらまた言っていただきたいと思えますけれども。

6割、4割の軽減を7割、5割、2割という形でもっと高い軽減の方に持っていったらどうかということが一つあったと思えますけれども、それは今まで応能応益の関係で、応益の率を45から55の間にしますと、7、5、2というのに持っていきますけれども、今までの下田市のやり方というのは、要するに所得水準の低い方を保護しましょうということで、どうしても所得水準の高い、所得割の高い、そして資産割を高く持っていくことによって応益の方を低く、技術的にそういう形でしてきた経緯がございます。

それを7、5、2に持っていくということは限りなく基準50対50になっていくんではないかというふうに思うわけですが、そういうことで所得水準の低い人を保護していくという今までの姿勢を貫きますと、6割、4割にどうしてもせざるを得ないと。皆さんの方が7、5、2に持っていけばということであれば、自然に50対50の方に限りなく近づいていくと思いますので、その辺についてはひとつ今までずっと6、4でやってきた国民健康保険が7、5、2になるよと。前回質問がありましたけれども、まだ6、4の方が県内でははるかに多いという現状になっております。

それから、介護の分が率が低いということなんですけれども、一般よりも介護の方が低いのはなぜかといいますと、介護というのは40から64歳まで、それでそこの働く人たちのいっぱい納めている人が滞納しているのか、ちょっとよくわからないんです。私も前に収納の方をやっていて、どうして介護だけが徴収率が低いのかというのがちょっとわからなかったんですけれども、普通ですと国民健康保険を納めるとその中に介護保険が入っていますので、同率になってしかりだと思えますが、その辺が。

つい先日もなぜ低くなるんだろうなという話をしましたけれども、そのところがまだはっきりわからない。ですから、介護のそのところの40歳から64歳までのところの徴収率が悪いのかなというふうな、これはあくまでもまだ調べてないものですからわかっていないんですが、そういうふうに思っています。

限度額の、要するに上限の53万円以上の部分、これについてちょっと調べてあるんですが、軽減のところ、要するに限度を超え額の関係ですけれども、16年度が一般で219人ほどいました。改正前ですと205人ということで、改正後今回の税率が上がったので見ますと、大体前年比で25人ぐらい限度超え額、一般で増えています。244人ぐらいということで、要する

に53万円以上の高い方がそのぐらいいるのではないかと。介護ですと16年度が144人、改正前ですと126人ですけれども、今度上げるとすると155人ということで11人ぐらい上限の方が増えるというようなものになっています。

それから、値上げはどのようにして、3月、4月が高くなったかということなんですが、まだちょっと最近のデータなものですから分析はしていないんですけれども、2カ月で去年に比べてもう3,000万円もオーバーしているということが、高額療養費、高額の方がいるのかどうかまだその辺についてはわかっていません。またわかり次第お知らせしたいと思います。

あと、保険者の努力をどんなふうにしたのかという話なんですけれども、保険事業等、うちの方ははっきり言って、国保事業としては通知です。あなたのところにはこれだけかかりましたという医療費通知というのをやっているんですけれども、そのほかに目ぼしい事業というのはやっていないんです。今年については、前にも全協のときにお知らせしましたが、医療費の分析というのを国保連合会の方へ頼みまして、なぜ下田市がこんなに医療費が高いのかというものを国保連合会の方で見てもらおうということで、それをやってもらうと。それがどのようなことかと言いますと、各種の医療費の数値をもとに実態を把握した後に、医療費増加要因の分析を行って、分析結果から効果的な保健事業の取り組み方法、市町村とともに検討し、医療費適正化の推進を図るというようなことで、医療費情報からの実態の把握を17年10月末日までに行いまして、今回保健師による実地調査というのを17年12月末日まで、それから医療費分析及び具体策の作成ということで17年12月末日まで、保険者への報告ということで来年1月末日までに下田の医療の分析をやってもらうということと、それからもう一つは、生きがづくり支援事業というのがございますけれども、これは健康福祉課の方でやっているものなんですけれども、それも健康づくり教室とか男の料理教室とかというものをやってもらう。そしてもう一つ、今年の秋に、河井病院の女の先生に糖尿病等が大分増えてきていると、習慣病ということで多いので、その講演会というのですか、そういうものも国保事業の方で金額は5万円ぐらいなんですけれども、実施する予定です。

そういうことで、これをやったからすぐ医療費が下がるとかそういう簡単なものではないと思いますけれども、このように地道にやっていきたいなというふうに思っています。

あと何か漏らしたのがありましたか。

〔「財政調整交付金」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（河井文博君） 財政調整交付金はこの予算の中には見込んでございません。要するに、県の裁量だということで、先ほども報告しましたがけれども、4プラス1ということで、

4%は確実に来るだろうと。1%については裁量だよと。ゼロということはないと思うんですけども、その辺は要するに困らないという方針でしたので、今回のものには入れてありません。

よろしいでしょうか。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 恐らく、1,000万円を超える財政調整基金になるんじゃないかと思うんですけども、当然値上げを抑えるという観点から言えば、きっちり国・県から来るべき費用は予算化をすべきではないかと意見を申し述べておきたいと思います。

それから、やはり市長にお尋ねしますが、介護保険がこの状態を見ていますと、8万円の限度額とはいいいながら、毎年々引き上げざるを得ないというような、国保以上に引き上げざるを得ないというような現状が出ていようかと思えます。それらの原因はどの辺にあるかということはどう把握されているかということと、去年は600万円、今年は1,000万円の当初からの繰り入れを予算に計上されているわけでございます。その根拠といえますか、理由づけがどういうものであったのかと。そういうことから考えれば当然、繰り返しになりますけれども、国保会計においても1カ月分の約半分、1億円の半分ですね、5,000万円程度。国が半分出すわけですから5,000万円程度は当然繰り入れるなり、あるいはきっちりした積立金として安定した国保会計の運営ができるような措置を、市長として当然努力をしていただきたいと、このように予算上は思うわけでございます。

また、大きな意味での保険者としての下田市が、最高責任者の市長がどのような今日の状態を努力して値上げはしないように、市民の健康を守っていこうというぐあいに考えられているのか、あわせてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 今年も介護保険の方の繰り入れを1,000万円させていただいたんですけども、今回の試算の中で、介護の方が18.何%の値上げをせざるを得ないというような形の中で、やはり数字的に何とか10%以下に抑えたいという気持ちの中で、今回は介護の方に1,000万円の繰り入れをさせていただいたという理由でございます。

○1番（沢登英信君） 何で18%もの引き上げになったのか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） 昨年度の税率と今年度の所得税とを入れたものを比較しまして、現行税率でやったところが18%マイナスの部分が増えたわけです。要するに、介護の支出の



部分が18%増えました。で、そこを1桁台にしたいと。余りにも値上げが大き過ぎたということで、600万円一般会計から借りていた部分がございましたものですから、それをいただく。1回返しますけれどもまたもらうということと、あと一般会計の方では400万円足されて1,000万円ということで、1,000万円介護だけとりあえず。18.05%というのは、余りにも上がり過ぎるということで何とか1桁台に抑えたいということで、1,000万円足せば下がるよと、そういうことなものですから、1桁台にさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 介護の適用者が増えたというような言葉は恐らくその内容だろうと思うんですけども、きっちり把握をされていないようですので、そこら辺のことを見直されるように要望して終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はございませんか。

11番。

○11番（梅田福男君） ただいまの皆さんの質問、あるいは当局の答弁等を聞きまして運営協議会の方でこのようにしたらいいだろうということでしたので、私もやむを得ないなど考えておりますけれども、しかしながら、余りにも国保料が高いと、近隣に比較しても高いのではないかという先ほど来のお話の中で、やはり、まちの人の支払う側の人のことを考えてみますと、その方々は、昨年も13%上げたんだよ、今年もまた上げてくれるのか。我々はもうこれ以上支払うことはできないよというような声が非常に多い。

そこで、下田が高過ぎるということはもうわかったわけでございますけれども、やはり私は今回の値上げ幅について、市当局としては最善のものだと思っているのかどうか。この点を1点お伺いします。

もう一つは、今のデフレのこの時代に、確か、考えますと国保加入者というのは零細企業者が多い、そして低所得者が多いというような格好の中で、この今回の値上げ幅が本当に支払いができる金額なのかどうか、もう一度考えていただきたいと、このように考えます。

それから、またこういう方々のご意見の中には値上げする前に市当局がやるべきことがあるんじゃないかと、こういうふうによく言います。やるべきことというのは、やはり私は滞納整理ではなからうかと、こんなふう思うわけでございますけれども、この滞納整理についてどの程度の力を入れてきたのか。

私はもう少し皆さんがしっかりした滞納整理をやってくれるならば、下田の支払いの方々

もまあ何とか納得できるだろうと思うけれども、しかし、今の現状では市長がよく言う、住みよいまちづくりというのはできないわけです。どうしても下田が住みにくいまちになってしまう。このようなことから考えて、今の国保の会計の中で、本当に国保会計というのはむだな遣いというのはなかったのかどうか。むだ遣いがないのかということ、まず1点、その点をお聞きします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 物事を値上げするというのは大変な決断をしなければならないということは十分理解をしております。その中で、再三申し上げましたように、なるべく値上げをせずに済むのであれば、これはもちろんやりたいのは当たり前でございますけれども、やはりある程度のところではやむを得ないという判断をして、今回の値上げ率の改正に踏み切ったという経過がございます。

その前に、市当局がやることがあるんじゃないか、滞納者の率が20%近くに及んでいるということにつきましては、十分今年度も滞納整理には全庁挙げて本当に努力をしていきたい、こういう思いでございます。

○議長（森 温繁君） 11番。

○11番（梅田福男君） 今年も値上げしました、また来年も値上げするとなると、やはりこれはもう到底納税する方々は納得いかないわけでございます。

そこで、提案でございますけれども、本当に下田市が本気になって滞納整理をしていこうという気があるのかどうか。今までもいろいろな面で、確か助役を中心とした課長さん方が努力をしたことはわかります。しかし、どう見ても余り成果が上がっていないように私は思う。

そこで、私は前に監査をちょっとやったことがあるんですけども、そのときに申し上げましたけれども、この監査の中に、今の監査が悪いんじゃないですよ、今の監査も非常によくやってくれますけれども、もう少し、要は法律とか税率のようなことを考えて外部監査、こういうものが必要だと思うんです。外部監査を入れることによって滞納整理というようなこともできるんじゃないかと。あるいは抜き打ち的に査察等を入れて、そして払う気のない人に払わせるような、こういうことも一言言えるんじゃないかと、こんなふうに考えますけれども、そういうものは不可能であるかどうか、あるいは市長は考えていないかどうか、お尋ねします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 滞納のことで本当にやる気があるのかということでございますけれども、現状今の下田市の場合は、経済的にも大変な思いをされている方がいらっしゃいまして、担当としても当然努力はしているんですよ。

答弁の中にもありましたような、差し押さえとかいろいろな形で税の確保というのは努力しているんですが、何せ相手があることでございまして、その辺の滞納整理に歩いても、ないものはないというような形の方とか、いろいろな生活の中で苦しい方々がいらっしゃる中でお願いをするのと、それからまた税を取るというその中で、取れないものは取れないという中でのほざまがあることは現実なんです。

ですから、努力をせずにほったらかしにしているということではなくて、それだけの整理はやっておりますし、努力はしているんですがなかなかその辺のことがうまくかみ合わないという事実があるということは、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。十分な努力はしておるといってございまして。

○議長（森 温繁君） 11番。

○11番（梅田福男君） わかりますけれども、市長の考えも僕に言わせると甘いんです。要するに、これがもし民間企業でしたら、こんなことをしていない。倒産してしまうんです、はっきり言って。

そういうことを考えると、やはり市民を納得させて市民協力を得るには、その甘い考えを捨てて厳しくしていかないと市民協力がなかなか得られない。こういうことは私はよく思うんです。

ですから、市長も民間からお出になった方ございますから、もう少しそういう民間的な考え方というものを捨てないで、深く考えていくなれば、私はもう少し厳しくしてもいいんじゃないかと。ないものは、背に腹は代えられないと言いますが、しかしそういう方ばかりではないわけですから、あっても支払ってくれないところもあるわけですから、その点をいま一度考えていただきたい、こんなふうに考えます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

15番。

○15番（土屋誠司君） 2年連続値上げということは、市民からいろいろ不評があります。

そこで、私はちょっと聞きたいことがありまして、まず滞納を減らすということはもちろんですけども、滞納について不納欠損を毎年されていますよね。その中で最初に聞きたいんですけども、本税とそれ以外に延滞金というのを欠損上毎年どれくらいあるかというこ

とお聞きします。

それと、今現在滞納している人は5年たてば、理由はいろいろあるでしょうけれども、不納欠損になっていきますけれども、5年いく前に1回、早く言えば、今皆さんが、1割の人の分を9割の人が払っているという勘定ですよ、今。ですから、その面で、1割の分は当然一般会計で全体で見るとすべきだと思うんですよ。その辺についてはどうかということと、さらに滞納がいろいろな理由はあるでしょうけれども、理由は別として一斉に差し押さえというか、それは物によって差し押さえしているわけですよ。だから一斉に2年とか3年とかのラインを引いて、そこで一斉に差し押さえして、そういうルールをつくってすればどうかと思うんです。そうすれば皆さん納めるというか、そういうことが出てくるのではないかということと、もう一つ、先ほど延滞のことを聞いた理由としては、いわゆる延滞は今地方税法の15条の9の中に延滞金が14.6%と物すごい金額でかかっているわけですよ。ですけども、その中に延滞金の部分に対する金額の2分の1に相当する金額を免除することができるということがありますから、延滞金が5年間14.6%いくよりは、実質差し押さえることによってそこで半分に減らすことができるから、納める人が楽になるのではなかろうかと思うんですよ、延滞金の分だけ、延滞税というか。その辺はそういうことは考えられないかということをお聞きします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（高橋久和君） 国保関係の欠損処分の状況はいかがなものかということでございます。

16年度の欠損処分につきましては、国保全体としては約2,400万円ほど、15年度におきましては約2,100万円、14年度が約2,200万円ということで、毎年2,000万円前後の欠損処分等をさせてもらっているのが実情でございます。

欠損処分の理由としては、法律に基づきます5年時効、あるいは執行停止3年、あるいは即時というようなこの項目に該当したことよっての欠損をさせてもらっているところでございます。

それから、延滞金はいかがなものかというところでございますが、原則的に延滞金というのは法に基づいた場合しか減免というのはございません。国保の場合ですと、法の723条の第2項において、こういう場合には延滞金も2分の1相当額のといいましょうか、減免できますよという条項がございますので、それらを参考にしながら、その具体的な納付の状況よっての減免というのを場合によったら適用しているのも実情でございます。

いずれにしても、今土屋議員、あるいはそれ以外の梅田議員、あるいは各議員から3億円余の未収金があると、これらに対する当局としての姿勢、あるいは処分をどうしているんだというご質問だと思います。先ほどもご説明させていただきましたが、約3億円余の滞納金のうちの6,700万円、約7,000万円弱については俗に言う滞納処分をしてございます。それ以外については分納という形で、納付意欲が決してないわけではございません。ただ、いろいろな事情で本来毎年納めるべき税額を納められないよというところがございますので、ただ結果として納められないから滞納が累積していくというのが実情でございます。もし、そういうような人たちの財産まで、ある意味では90%の全納の納税者がいるので、ちゃんとしたといいましょうか、厳しい対応をして臨めというならば、ある意味ではやむを得ないとは思いますが、その辺が非常に事務方としては難しい選択といいましょうか、あろうかと思えます。

国保の加入者というのは、農業者、漁業者、あるいは商店主等々でございます。ですから、そういう方々のある意味では財産を押さえることによって、即商売そのものが倒産になるというケースもないわけではございませんが、俗に言う市県民税、市税の法人等の差し押さえと多少ニュアンスが変わってくるのかもしれませんが、今までの議会の中でも前任、あるいは前の税務課長が答弁してございますが、差し押さえをすることによって会社そのものの存続すら場合によったら、言い方としては倒産というんでしょうか、ということもないわけではないと思えます。当然そういう人たちは営業のためのいろいろな資金を融資を受けております。自分の財産を担保として提供しております。そういう物件に市が処分という形での差し押さえ等という対応をした場合に、貸し付けの俗に言う財産価値が落ちるということで、融資そのものがストップしたり、あるいは回収されたりというようなことも現実的な事例としてあることを承知しておりますので、その辺の、要は一つの選択というのが非常に難しいと思えます。

ただ一方では、くどいようですけれども、九十数%という善良なといいましょうか、やはりいろいろな事情があつて大変だと思えますが、納期内納付、年度内納付をしてくれている納税者のいることも事実でございますし、何人かの議員がご指摘のとおり、そういう人たちに、ある意味では税率も上げた場合、負担をしてもらわなければならないという現実も一方ではございますので、皆さん方のいろいろなご意見、ご指摘等々を参考にしながら今後の国保税あるいは市税も含めての収納の考え方、ルール等は十分検討して真剣に取り組んでいきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 15番。

○15番（土屋誠司君） 一方的な課長の答弁もわかりますけれども、そういうことを言うのだったら、値上げをもう少し抑えて市全体を考えるのであれば、もう少し一般会計から繰り入れを増やして値上げをもっと抑えるべきだと思うんです。

それから、先ほど差し押さえをするということについて、ケースにより差し押さえしたりどうかというのではなくて、聞くところによるとずるいような人もいると思うんですよ。ですから、一応一斉に差し押さえして、それをしてからみんなに周知徹底させるような、そういうことにして、そして延滞金だって半分まで抑えられますから、払う人も楽になるんじゃないですか。現状延滞金というのはほとんどもらわなくて不納欠損になっていくんじゃないですか。そういうことを考えれば、どうかちょっとわからないですけども、自分はそう思うんですけども、ですから延滞金を楽にしてやる方法とけじめとして一回線を引くべきだと思うんです。この辺についてもう1回。

○議長（森 温繁君） 番外。

○税務課長（高橋久和君） 何か誤解があるようでございますけれども、まず欠損処分というのは、一定のルールに基づいて欠損処分をするのであって、要は今言ったように、当然財産等がございまして、差し押さえをすべきそういうものがあればまず差し押さえをするのが原則だと思います。欠損ありきではございません。欠損しなければならない理由というのは、先ほど言ったように、何も財産がない、あるいは住所も何もどこへ行ったかもわからない、あるいは差し押さえ等をしてその財産が処分をされて換価されて、その段階ですべてその方の持っている財産がなくなったというようなことの法的に理由があって欠損をしているわけでございますので、安易に欠損をしているのではないというのはまずご理解をしていただきたいと思います。

それから、一定のルールで差し押さえ等をすべきではないかということでございます。それはそれで物の考え方としては、正直言ってわかりますが、財産処分をするというまでの経過があるわけでございます。極端に言えば、1年間、要は前年の16年度分の未納があれば、即差し押さえしていいのかということだと思います。当然一人一人の納税者に対してそこまでにいく間に納税者と何回となく調整をし、訪問をし、あるいは納税についての約束事を取ったり、そしてそれらに基づいて分納といいましょうか、月々ケースによっては何万円、あるいはまとめて何万円というようなことの納付計画を出してもらったり、そういうことで極力そういう滞納処分をしないで納税していただくように努力しています。しかし、中には

そういう約束をしてもなかなか約束どおりしてくれないという場合には、滞納処分をするということでございますので、その辺は非常に難しい判断だと思いますし、一定のルールということでそれはそれでわかりますので、今後内部的には検討いたしますし、多分歴代の課長さん、あるいは収納係はそういうものの経験を踏まえて、そして一人一人の納税者に対して、この人ならばこういう今までの経過があって、その経過を踏まえて滞納処分しても差し押さえ等してもやむを得ないという判断のもとで処分をしているというように理解をしております。

○議長（森 温繁君） 15番。

○15番（土屋誠司君） 今の話聞きますと、欠損処分は法的以外の理由というのはいないようですね。

それと、前年までの未納ではなくて、だからある程度5年間ぐらいというか、2年とか3年まで待って、その上でだめな場合にはそういう一定のルールをつくったらいいんじゃないかということです。

以上、終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これを持って質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第49号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第50号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） それでは、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案案件名簿の11ページ及び説明資料の23ページをお開きください。

提案理由といたしましては、まず本条例は消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者もしくは救急業務に協力した者に係る損害補償、消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償、災害対策基本法第84条第1項に規定する応急処置の

業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とし、当該市町村は政令で定める国に従い条例の定めるところにより損害の補償をしなければならないと定められていることから制定されているものであります。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成17年3月18日に公布施行されたことに伴い改正するもので、近年の医学技術の進展等を背景に、障害等級の改正及び用語の整理が行われたものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の23ページからご覧ください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものでございます。

まず、別表第2、傷病補償表の改正は、条例第9条の傷病補償年金及び条例第21条の特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例に関する補償基準の用語の整理で、上肢、下肢の振り仮名の整理、第2級第4項の「腕関節」を「手関節」に改めものであります。

続いて別表第3、傷害補償表の改正は、条例第10条の障害補償、条例第12条の遺族補償年金及び条例第21条の特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例に関する補償基準の用語の整理で、各級の上肢、下肢の振り仮名の整理、第2級第5号、第5級第4号中「腕関節」を「手関節」に、第6級第5号中「奇形」を「変形」に改め、同級第8号中「及び示指」を削り、第7級第6号中「及び示指を失ったもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失ったもの又は母指以外の4」に改め、同級第7号中「及び示指」を削り、第9号及び第10号中「仮関節」を「偽関節」に改め、第8級第3号中「手指」の次に「を失ったもの又は母指以外の3の手指」を加え、同級第4号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したもの又は母指以外の4」に改め、同級第5号から9号までのそれぞれの上肢及び下肢の振り仮名の整理、8号及び9号の「仮関節」を「偽関節」に改め、第9級第12号中「を失ったもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の3の手指を失ったもの」を削り、同級第13号中、「手指」の次に「の用を廃したもの又は母指以外の3の手指」を加え、第10級第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に2号「正面視で複視を残すもの」を加える。同級第7号中「の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの」を削り、「及び示指以外の3」を「以外の2」に改め、同級第8号、第10号及び第11号のそれぞれの下肢、上肢の振り仮名の整理、第11級第7号中「奇形」を「変形」に改め、同級第8号中「1手の」次に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、



同級第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12級第4号中「耳殻」の振り仮名を整理し、同級第5号及び第8号中「奇形」を「変形」に改め、同級第6号及び第7号のそれぞれの上肢、下肢の振り仮名の整理、同級第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同級第12号中「頑固」の振り仮名を整理し、同号を第13号とし、同級中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同級第9号中「1手」の次に「示指」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同級第10号とし、同級第8号の次に第9号「1手の小指を失ったもの」を加える。

第13級中第7号を削り、第6号を第7号とし、同級第5号中「を失った」を「の用を廃した」に改め、同号を6号とし、同級第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に第2号「正面視で複視を残すもの」を加える。

同級第8号を削り、同級第9号中の下肢の振り仮名の整理と、同号を第8号とし、同級中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第14級第4号中「上肢」及び第5号中の「下肢」の振り仮名を整理し、同級第6号を削り、同級第7号中「及び示指」を削り、同号を同級第6号とし、同級第8号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同級第7号とし、同級中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とするものであります。

続いて附則であります。議案の13ページをお開きください。

第1条、施行期日等ですが、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の下田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成16年7月1日から適用するというものでございます。

第2条、経過措置として、第1項、新条例第5条第3項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が、公務により若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成16年6月30日以前に治ったとき、又は同日以前に傷害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおけるこの条例による改正前の下田市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第10条第1項又は第7項の規定による障害補償については、なお従前の例によるものでございます。

第2項、非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成16年7月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に治ったとき、又は当該期

間において障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があったときにおける新条例第10条第1項又は第7項の規定による障害補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第8級の項第3号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第4号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指、母指若しくは示指」と、同表第9級の項第13号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第10級の項第7号中「母指又は」とあるのは「示指を失ったもの又は1手の母指若しくは」と、同表第11級の項第8号中「示指、中指又は環指を失ったもの」とあるのは「中指若しくは環指を失ったもの又は1手の示指の用を廃したのもの」と、同表第12級の項第10号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第13級の項第7号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は1手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの」と、同表第14級の項第6号及び第7号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

第3項、旧条例第10条第1項又は第7項の規定に基づいて傷害補償年金又は障害補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第10条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、旧条例第10条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償年金又は障害一時金は、それぞれ読替え後の新条例第10条第1項又は第7項の規定による障害補償年金又は障害補償一時金の内払とみなす。

第4項、旧条例第10条第1項又は第7項の規定に基づいて障害補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第10条第1項又は第7項の規定による障害補償年金を受けることとなるものに対する同条第1項又は第7項の規定の適用については、旧条例第10条第1項又は第7項の規定に基づいて支給された障害補償一時金は、読替え後の新条例第10条第1項又は第7項の規定による障害補償年金の内払とみなす。

第3条第1項、非常勤消防団員等が平成16年6月30日以前に公務により、又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合における旧条例の第11条の規定による遺族補償については、なお従前の例による。

第2項、非常勤消防団員等が平成16年7月1日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、又は当該期間において新条例第12条第1項

第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹若しくは新条例第13条第4項の妻の当障害の程度に変更があったときにおける新条例第11条の規定による遺族補償に係る新条例別表第3の規定の適用については、同表第7級の項第6号中「の母指」とあるのは、「の母指及び示指、母指若しくは示指」とする。

第3項、旧条例第11条の規定に基づいて遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新条例（以下この条において「読替え後の新条例」という。）第11条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金を受けることとなるもの（次項に規定する者を除く。）に対する同条の規定の適用については、旧条例第11条の規定に基づいて支給された遺族補償返金又は遺族補償一時金は、それぞれ読替え後の新条例第11条の規定による遺族補償年金又は遺族補償一時金の内払とみなす。

第4項、旧条例第11条の規定に基づいて遺族補償一時金を支給された者で読替え後の新条例第11条の規定による遺族補償年金を受けることとなるものに対する同条の規定の適用については、旧条例第11条の規定に基づいて支給された遺族補償一時金は、読替え後の新条例第11条の規定による遺族補償年金の内払とみなす、とするものでございます。

大変長くなりましたが、以上で、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） ただいまの説明を聞いておりました、消防団員等ということでございますが、本市もそうでございますが、下田市はとりわけ東海地震等の大災害に備えて自主防災会の整備育成に努めているものでございます。

今後東海地震、あるいは東南海、あるいは相模湾西部地震等が発生した場合に、自主防災会の会員の出動というふうなものが極めて危険な状態、非常勤消防団員等々行動をともにするような活動というふうなものも出てくるのではないかと思うわけでございます。

そういう点で、自主防災会の公務災害補償ということについては現行法令上では、この規定があるのかないのか。また、公務災害、非常勤消防団員等公務災害補償に自主防災会等の活動によって受桁障害、あるいはその他についての補償の対象になるのか、ならないのか。この点はいかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 0分休憩

---

午後 2時10分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） ご質問につきましては、要は消防団員以外の一般の自主防災等の方々が現実に災害の救急等に従事した場合に補償が受けられるのかという点だと思います。

基本的には、災害対策基本法の65条に、「市町村長は当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を律するため緊急の必要があると認めるときは当該市町村の区域内の住民または当該応急措置を律すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる」ということで、まずそういうことを命ずることができるというところでございます。

それを受けまして、同84条の方に要は「従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかりまたは障害の状態となったとき云々は、受ける損害を補償しなければならない」という規定に基づきまして、市は補償する形になります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） そうしますと、非常勤消防団員等の公務災害補償に準じて補償されるかどうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 当然この災害補償に準じて補償されるというふうに理解しています。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 大変大事なことですから、今後、下田で約40余の自主防災会があるわけでございまして、この自主防災会には公務災害については下田市の消防団員等非常勤公務災害に適用されるからよろしく頼むと、こういうことをちゃんと通達しておくよう要望して、質問を終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

◎議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） 続きまして、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案案件名簿の16ページ及び説明資料の35ページをお開きください。

提案理由といたしましては、本条例は消防組織法第15条の8の規定により、消防団員で非常勤の者が退職した場合の退職報償金を支払う目的のための条例でありまして、今回の改正は消防団員等公務災害補償等責任共済等に係る法律施行令の一部改正が平成17年3月18日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、特に中堅層の非常勤消防団員の退職報償金支給額を引き上げ、団員の処遇改善を図るというものでございます。

改正の内容につきましては、説明資料の35ページからごらんください。

左側が改正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものでございます。別表第2条関係でございますが、退職報償金支給額表で、左側の改正前の表の下線部分を右側の改正後の表の下線部分のように分団長、副分団長、部長及び班長の階級区分の勤続年数10年以上15年未満、15年以上20年未満及び20年以上25年未満の区分について、現行の支給額に一律2,000円の引き上げをさせていただきたいというものでございます。

続いて附則であります。議案の17ページをお開きください。

第1項は、この条例は公布の日から施行するというものであります。

第2項は、新条例の適用日。

第3項は、支給額の取扱いに関する経過規定であります。

なお、この改正に伴う予算関係は、退職報償金は17年度予算で728万1,000円計上しておりますが、当該予算内で対応できるものと考えております。

一方、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金掛金は1万7,200円と据え置かれており、

これも現計予算で対応できるものであり、補正予算の計上はございません。

以上で、雑駁ですが、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第51号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第52号～議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第2号）、議第53号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（土屋徳幸君） それでは、議第52号から54号までの各補正予算につきまして一括してご説明いたしますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,469万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ85億2,679万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりましてご説明させていただきますので、補正予算の概要の1ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、総務課関係といたしましては、18款1項1目一般寄附金は100万円の補正で、海俳句会代表高橋悦男氏及び同会伊豆下田支部長土屋保夫氏両名の連名

で4月18日一般寄附金として受け入れさせていただいたものでございます。

次に、市長公室関係といたしましては、19款1項4目介護保険特別会計繰入金452万7,000円は、介護保険システム開発に要する事務費を南伊豆町と案分した下田市負担分を介護特別会計から繰り入れるものであります。

21款4項2目電算処理受託料は257万1,000円はただいま申し上げたシステム開発の南伊豆町負担分として南伊豆町から受け入れるものであります。21款5項5目の雑入612万円は補正内容欄記載のとおり、うち192万円は長寿社会づくりソフト事業助成金として、お年寄りと子供たちとの交流の中で健やかな心と体の育成と地域の活性化を目指すという事業を行うというもので、事業費として財団法人地域社会振興財団より受け入れるものであります。

次の420万円自治総合センターコミュニティ助成金は同センターの助成事業として、大坂区の大砲台車整備、田牛区の太鼓整備が採択されたことに伴い事業費として受け入れるものであります。

次に、健康福祉課といたしまして、15款1項1目民生費国庫負担金5,000万円の減額は、後ほど説明いたします国保特別会計において、従来国庫よりルール分として4分の2受け入れていた基盤安定負担金が三位一体改革により県負担となったため、県負担金に振りかえるものであります。

16款1項1目民生費県負担金は5,450万円の追加補正で、5,000万円はただいま申し上げた国庫負担金が県負担にかわったもの。残り450万円は今年度税率改正に伴う軽減税額の増により基盤安定負担金の増分であります。

19款1項2目国民健康保険事業特別会計繰入金は600万円の追加補正で、平成16年度介護納付金分一般会計繰出分が決算見込みから確保できることとなったため、その分精算として一般会計に戻すことになるため繰り入れるものであります。

次に、2ページ。建設課関係といたしまして、16款3項4目土木費委託金は2万6,000円の減額で、樋門・水門管理操作業務委託額の決定に伴う減額であります。

次に、歳出でございますが、3ページ、議会事務局関係で、1款1項1目議会事務は17万8,000円の追加で、行財政改革特別委員会の視察研修が7月に予定されており、その必要経費として旅費等の補正でございます。

次に、総務課関係として2款1項3目公共施設利用推進事務は38万6,000円の追加で、公共施設利用推進協議会を現在開催し、公共施設の今後の管理のあり方等の協議をお願いしているところでありますが、当初年4回の開催予定でありましたが、慎重審議等の理由により、

あと6回追加したいというもので、委員の報酬等必要経費であります。

12款1項1目一般会計予備費は2,341万1,000円の減額で、歳入歳出調整額であります。

次に、市長公室関係で、2款1項2目職員研修事業は11万円の追加で、県市町村職員人事交流制度による派遣職員の住宅使用料として、2款1項7目ふるさとづくり事業は612万円の追加補正で歳入にてご説明申し上げた自治総合センターコミュニティー助成事業及び長寿社会づくりソフト事業を実施するものであります。

2款1項7目日露修好150周年記念事業は50万円の追加補正で、実行委員会主催事業に対する補助金として、2款9項1目電算処理事業709万8,000円の追加は、歳入にてご説明申し上げたとおり介護保険システム開発委託として、下田市・南伊豆町の負担による開発経費であります。

2款9項1目インターネット情報発信事業は803万4,000円の追加で、現行の下田市のホームページはその保守管理、またセキュリティーにおいて多くの問題を抱えており、今後の適正な保守管理及びセキュリティー体制を確立するための関連経費の補正計上であります。

次に、市民課関係として、2款3項1目戸籍住民基本台帳事務61万2,000円の追加は、現在育児休業中の職員の期間延長に伴う臨時雇い賃金の補正であります。

次に、健康福祉課関係では、3款1項1目保険基盤安定繰出金600万円の追加で、歳入でも触れさせていただきましたが、今年度国保税率改正による軽減税率の増に伴う補正であります。

続いて3款7項1目国民健康保険会計繰出金は1,260万円の追加で、今年度介護納付金関係で1,000万円、平成16年度出産育児一時金不足精算分として260万円を国保会計に繰り出すものであります。

続いて4ページ、3款8項1目介護保険会計繰出金は452万7,000円の追加で、歳入でもご説明申し上げました介護保険制度改革に伴う電算システム開発に係る事務費の増であります。

次に、健康づくり係関係は、4款1項1目保健衛生総務事務は53万3,000円の追加で、職員の産休に伴う臨時雇い賃金であります。

次に、建設課関係は、7款2項2目県担当路線整備事業負担事務は6万8,000円の追加で、事業実績の増に伴うもの。7款3項1目河川維持事業は47万4,000円の追加で、うち2万6,000円の減額は歳入でも触れさせていただいた樋門・水門操作業務の額が決定したことによるもの。50万円の維持補修は堀切川の補修によるものであります。

次に、出納室関係は、2款1項9目会計管理事務は86万8,000円の追加で、職員の産休及



び育休のための臨時雇い賃金の計上であります。

以上で、議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議第53号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の20ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,014万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,814万1,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料により説明をさせていただきますので、補正予算の概要の5ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は7,823万2,000円の減額。1款2項1目退職被保険者等国民健康保険税は823万9,000円の減額で、それぞれ今回の税率改正により減額となるものであります。

3款1項1目療養給付費等負担金は1億884万4,000円の減額で、国の制度改正により従来国庫負担率が40%であったものが36%に改正されたことによる減額であります。続いて、3款1項2目高額医療共同事業負担金は26万9,000円の減額で、高額医療共同事業拠出金が確定したことによる国庫負担分の減額。3款2項1目財政調整交付金は2,200万円の減額で、これも制度改正により従来国の交付率が10%であったものが9%となったことによります。

次の、4款1項1目療養給付費交付金は3,313万7,000円の追加で、今回の税率改正の影響と過年度分も一般から退職に切りかえた精算見込みであります。

5款1項3目県財政調整交付金は8,826万8,000円の増額で、これも制度改正により先ほど触れさせていただいた国庫負担の財政調整交付金及び定率国庫負担金の減額分を県に税源移譲することにより県から交付金として新たに交付されるものであります。5款2項1目高額医療費共同事業負担金は26万9,000円の減額で、3款1項2目で説明しましたが、高額医療共同事業拠出金の額が確定したことに伴う県負担分の減額であります。

6ページ、8款1項1目一般会計繰入金金は1,860万円の追加で、うち600万円は税率改定に伴う軽減税額の税増によるもの、260万円は過年度出産育児一時金の精算追加分として、残りの1,000万円は今回の介護改定率を約8%に抑制するための繰り入れであります。

8款2項1目国民健康保険基金繰入金5,000万円は歳出にも関連しますが、下田市国民健

康保険診療報酬支払準備基金の設置管理及び処分に関する条例第2条の規定により積み立てた基金より繰り入れるものであります。

9款1項1目繰越金は5,798万9,000円の追加で、平成16年度国民健康保険事業特別会計の決算見込みが確定したため補正するものであります。

続いて7ページ、歳出であります。1款1項1目国民健康保険総務事務は32万8,000円の追加で、主なものは事務委託等の30万6,000円であります。

3款1項1目老人保健医療費拠出金3,048万円の減額。3款1項2目老人保健事務費拠出金支払事務15万3,000円の減額。

4款1項1目介護納付金500万6,000円の減額。

5款1項1目高額医療費共同事業費拠出金107万6,000円の減額は、それぞれ拠出額等の額が確定したことによるものであります。

7款1項1目国民健康保険診療報酬支払準備金積立金の5,000万円は、歳入でも触れましたが、基金条例の規定により決算剰余金の一部を積み立てるものであります。

9款1項3目国民健康保険償還金事務は1,100万円の追加で、前年度医療療養給付費の交付金及び負担金の精算見込みによる返還金であります。9款2項1目国民健康保険一般会計繰出金は600万円の追加で、前年度介護保険分の精算返還に伴う繰出金であります。

10款1項1目国民健康保険予備費は47万2,000円の減額で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第53号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第54号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の39ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,992万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の8ページをお開きください。

まず、歳入であります。8款1項2目その他一般会計繰入金は452万7,000円の追加で、一般会計でも触れさせていただきましたが、介護制度改革に伴う電算システム開発に関する事務費を一般会計より受け入れるものであります。

続いて、歳出の6款2項1目介護保険一般会計繰出金は歳入で受け入れた同額を電算システム開発経費として一般会計に繰り出すものであります。

以上で、議第52号から議第54号までの3件の補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 議第52号から議第54号までについて当局の説明が終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第52号 平成17年度下田市一般会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。10番。

○10番（小林弘次君） 今回の補正は、2,000万円余ということでわずかなものでございますが、3月の議会からわずかしかたっていないということで、補正額は必要なものにとどめたということであるわけですが、とりわけ下田市の地域経済が極めて深刻な地盤沈下が進んでいると、こういった中で、まちにはいろいろな意味で仕事なくなっていると。ますます期待の観光客、例えばあじさい祭り等の観光客が余り来ない、むしろ激減の状況に達し、さらにその波及効果というふうなものも疑問になっていると、こういう状況のもとで、通常予算編成執行は、大体9月、あるいは12月に大幅な補正予算を組んでやるという状況であったわけです。むしろこれは逆で、もう仮決算数値等が出ておりますから、今までの市長の提案でいけば、言えば、市長のお考え等を聞いた中では6月の補正によって、いわゆる生活関連型の公共事業等、あるいは建設課等の維持補修、農林水産課等の公共農用施設等の維持補修、こういったものに必要な予算を計上して一定の事業展開をしていくことが得策ではないのかと、下田市の景気にとって得策ではないのかというふうに常々思ったんですが、それが今回の補正はこういうふうな全く従前型のものになってしまったと。政策のない状況に対応しない、そういう格好になってしまったと思いますが、その辺は経営戦略会議とか政策会議ではこの補正等々についての議論はどういうことになったんでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 前の議会でも小林弘次議員の方から公共工事を少し起こして経済の活性化の方に落とすような予算編成をしておくべきだということは聞いております。

今回の補正の中にそのような形が少し含まれておりませんが、特に今のご質問の中で、戦略会議でこの辺が議論されたかということにつきましては、しておりません。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 下田は地域経済の疲弊というふうなものが深刻な状態になっていると。

とりわけ夏に向けての景気のいい話も余り聞かないわけであります。

今年は、愛知万博もあって、下田の夏季観光にもある意味ではそう大きな期待もかけられないと。天候その他の不安もあるわけであります。むしろ、9月以降に大幅な補正予算を組んで、何らかの形をするよりも、むしろ6月に補正予算を組んで必要な財源というものを確保していくべきだというふうに私は思ったわけでごさいます、そういう質問をさせていただきました。

議論はしていないということですから、それはそれで結構でございます。

続きまして、多少具体的な点をお伺いしたいと思います、介護保険のシステムの改正のために南伊豆と共同で開発を進めるということをおっしゃりますが、電算システムのそれぞれのシステムの違いのもとで、共同開発を進めるというのはどういう意図、あるいはどういう成果というふうなものがあるのかどうなのか。むしろこれは、新しい電算システムを業務委託した業者さんと相談して、下田は下田として独自におやりになる方がいいのではないかと。従来の説明からいけばいいのではないのかというふうに思うわけでごさいます、その点はどのようなふうなことになるのか。

それと、もう一つ。この財源を一般会計から介護保険に繰り出して、介護保険からまた一般会計に戻してという、何かキャッチボールをこうやったらまたこうやって受け取るというような、こんなやり方をとっているんですが、これは何か特別な事情でもあるのでしょうか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） ただいまの介護保険のシステム改正なんですが、これについては計算センターで介護保険住基ネットのシステムについては毎年法改正が出るものですから、それぞれ以前はセンターでやっていたんですが、センターが解散したものですから、その事務を下田市が引き継ぐという格好で今回全体の予算の中で、当初予算の中では約448万6,000円ほど当初予算の中では計上してございました。

今回補正して約709万8,000円という中で、全体の額は約1,158万4,000円になるわけでごさいます、これらについては、人口割、均等割という中で均等割が40、人口割が60%の中でそれぞれ負担し合うということにとりあえずあそこにある大型コンピューター、まだ全然あれていますけれども、ああいうコンピューターを使ってシステムをつくり上げるわけでごさいます。

当然南伊豆町は新たなシステムということで、業者によってシステムづくりに入っております。下田市もある程度業者を決定したという中で、これから準備をするわけでごさいます。

が、6月22日に介護保険の法改正がされたということで、もう10月からとりあえずやらなければならないという段階の中で、大変急ぐという中で、今のシステムの中ではなかなかできないと。新しいシステムの業者、今南伊豆町がお願いしている業者、また下田がお願いする業者の中ではできないという中で、今回下田市でシステムづくりを行って、そのつくったデータはそれぞれの新しいシステムの会社がデータ移行して引き継ぐという格好で今回お願いをしたものでございます。

ということで、二重の手間ということも一つは考えられますが、そういうことがないように現在つくり上げたデータを新しいシステムの会社の中で、それぞれ仕切るということになっております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 平成17年度の予算編成が極めて厳しい状況であったという一つの理由は、南伊豆計算センターの解散に伴って、いわゆる情報処理をそれぞれが独自に進めなければならない。さらに残務処理を下田、南伊豆は来年の9月まで計算センターを借り受けて、そして新たなコンピューターをさらに高額で借り上げておやりになっているという。いわゆる計算センターの解散に伴って膨大な事務費の必要性というものが、この平成17年度予算編成に対して厳しい材料であったわけです。

今回介護保険のシステム改修に南伊豆と共同開発で1,000万円余やるというんですが、新システムを導入し、もう始まっているんだというならば、その新システムの業者さんにそういったものの委託等々進めていくということの方が合理的ではなかろうかと。むしろ一方では新システムを進めながら、介護保険のようなものは何かどこかでまたシステムをつくって南伊豆と共同開発するんだと、1,000万円もお金を出すんだと。

我々はそういうあれには詳しくないんですが、聞いている限りではどうも業者さんの仕事をつくっているような感じがするんですよ、業者さんの仕事を。その辺は二重手間にならないように、要するに後戻りにならないようにするとは言っておりますが、いずれそういったむだな経費にならないかどうなのか。ならないよう申し上げていきたいと思いますが、その点は大丈夫ですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 当然これらについてそういう議論をいたしました。

現在システム開発をしております業者ができないものかということで、さんざん議論をし

たんですが、非常に難しいという中で、このままデータをつくり上げてそのデータが移行できるということで、このデータについてはむだにならないということだったものですから、今回お願いしたものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 介護保険制度というのは、3年ごとに大幅な国における見直しがあって、そしてときにはそれぞれの市町村の持っているデータを大改革しなければならないという、こういうことがあるわけです。

最初の介護保険システムの開発には、単独でやった東伊豆町であるとか、西伊豆町は膨大なお金をかけて介護保険のシステムの開発を行いました。下田は南伊豆計算センターで共同して処理してやったために、物すごく安くできたという経緯がございます。今後この状態でいきますと、新たに契約した会社にはそんな開発はできないと、そういうシステムの開発はできないというならば、この先介護保険のシステムというのはくるくる変わることは歴然としています。そうしますと、その都度1,000万円、何千万円という委託料を出して開発しなければならない。これは大変なむだ金になってしまうと思うんです。

そういう点ではそういうことは今後も続くんですか。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長公室長（出野正徳君） 時期的に今回の介護保険だけでほかは続かないと思います。

以上です。

[発言する者あり]

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第53号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

10番。

○10番（小林弘次君） さんざん条例で議論したわけでございますから、予算についてはその条例に基づく数値が出てきたということでありまして、ですがまず、明らかにさせていた

だきたいのは、この予算上では平成17年度の新しい税率で積算したところの現年課税分と、そして過年度分合わせたトータルとしての調定額は幾らなのか。

そしてそれに対するトータルとしての収納額は幾らで、要するに債権に対して確保できる金額は幾らなのか、この予算上。これがまず1点明確にしていきたいと思います。債権という言い方は変ですが、要するに調定額に対して幾ら回収できるのか。これが一つです。

第2点目は、医療費の見込みであるけれども、先ほどからお話されているように、一般療養給付費の伸びというのは、私は全協でも申し上げましたが、医療費の改正というふうなものがない段階で、そう大幅な増加はないのではないのかと。全体としては横ばい状況であるというふうに見るわけです。だとするならば、平成16年度から17年度というものは、多少のでこぼこはあったとしても、1カ月1億円内外という数字で並行的に進むと思うんです。

そうしますと、全体としてまず仮に1億円内外で済んだとするならば、今年度の年度末において医療費において1億円以上の推計違いが出てくるわけです。それを見込んで税率を改正した、税金を先取りしたというこういう結果になるわけです。

そこで、私は今後結果主義でおやりになったらどうかと。結果主義というのはどういうことかと言うと、平成16年度の医療費分を17年度の予算で補てんするという、そういう結果に対する補てんという考え方でいったらどうなのか、原則は。予算を編成するのに。

それはどういうことかと言いますと、平成16年度の確定した医療費を17年度の税で補うと、こういう考え方。要するにそうすることによって、医療給付費の療養給付費含めて助産費であるとか葬祭費等含めて、そういうものが確定した段階での予算措置であるわけですから間違いないと、こういうことになるわけです。今後そういう独自の予算編成というのを考える必要があるのではないのかというふうに思いますが、この点第2点目。

第3点目に、介護納付金というのは、これこそ日本中介護納付金については被保険者40歳から64歳までの2号被保険者については全国一律のはずであるわけです。したがって、下田だけ介護納付金が余計払わされるということはないわけです。国保の場合にはそれぞれの市町村の状況が微妙に反映するわけです。医療費が高いとか、健康な人たちの加入者の中で若い人たちが大分占めるとか、いろいろな状況が反映して、あるいはそれによって税率が違うというのは日本中違いが出てくる。議論が出ましたように、下田はトップクラス、河津等々は最下位クラスと、こんな状況は当然出てくる、税率は。しかし、介護納付金の場合には日本中一律のはずであるわけです。それが隣の河津町、南伊豆町等々含めて、下田が介護納付金ではトップクラスの税率になっているというのが解せないわけです。

簡単に言うと、介護納付金というのは、2号被保険者の場合には介護の三十数%を全国の2号被保険者で賄う、50%を国が持ち、17%を1号被保険者が持ち、33%を2号被保険者が持つという、そういう大原則があるわけですから、日本中で2号被保険者の介護納付金というのは同じわけです。そうだとしますと、基本的には介護納付金についての税率はともかく、1人当たりの税額は同じでなければならんと思うわけです。

そこで、下田の介護納付金というものがどうして税率においてそれぞれの自治体としてアンバランスを生じてきているのか、この点を第3点目にお伺いします。

そして、関連して介護納付金1人当たりの納付額が幾らで、これに対する国の負担が幾らで市町村の負担がどうなるのか。この点についての説明をお願いします。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） 新しい分、17年度予算の調定金額が現年分と過年度分で幾らになるかというような話です。

17年度の予算の見込みですと、一般と退職合わせまして11億4,600万円、それから介護で1億200万円、合わせて12億4,800万円。これに3億6,600万円という過年度分がありますので、これを足していただければ16億円ぐらいの調定金額になると思います。

それに対して収入金額が、では幾らになるんだというような話ですけれども、調定金額は先ほど言いました12億4,800万円というものに対して、収入金額が11億4,300万円というようなことでございます。

17年度と16年度の税率の比較をしますと、先ほども言いましたように、8,600万円ぐらいの調定でマイナス、それから収入で8,700万円と、そういうような金額になると思います。

〔「あいまいだからもうちょっと」と呼ぶ者あり〕

〔「17年度の調定額は幾らかと聞いている」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（河井文博君） 17年度の調定額が12億円。

〔「過年度、現年合わせて」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（河井文博君） 12億4,800万円ですので、現年分が。3億6,600万円が過年度分です。ですから、この12億4,000万円と3億6,000万円合わせますと、16億円ちょっと過ぎるぐらいというような。

〔「それに対して収納額は」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（河井文博君） 収納金額が12億1,000万円というのがうちの方で予想しているところでは。



〔「収納率は」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（河井文博君） 収納率は先ほど言いましたように、現年、過年合わせまして、91.3幾つかと。

〔「過年度合わせて」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（河井文博君） 過年と現年と合わせて七十何%ですので、現年が91.3%ぐらいで過年が16%ぐらいの多分徴収率になっていると思います。

〔「議長、議論にならないから休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午後 2時52分休憩

---

午後 3時32分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

○市民課長（河井文博君） すみません。長くお待たせしまして申しわけございませんでした。

先ほどの現年分と過年度分合わせて幾らになるかという質問でございましたけれども、17年度の現年の調定金額が12億4,790万円、それから収入金額が11億4,300万円、これの率が91.59%。それから滞納繰越分ですが、3億6,560万円、収入金額が5,830万円、15.92%。合わせまして16億1,358万3,000円、収入が12億130万円、率としますと74.45%というふうになりました。

2番目の質問でございしますが、医療費の伸びは先取りをしているというような質問で、後からという話でございましたが、そういうシステムは今までやってないものですから、それはちょっと難しいのではないかというような話でございします。そして介護納付金の40から64歳、これは一律社会診療報酬支払基金というところでやっていますけれども、これの金額が1人当たりの負担金が4万5,054円というふうに出出てきております。うちの方は4,739人という人数でございました。この金額が拠出されるわけなんです、なぜそこでバランスというか、みんな同じでいいのではないかというようなことでございしますけれども、そこに住んでいる人たちの所得とか、率がみんなばらばらですので、そこの辺で違ってくるというようなことだと思いますけれども。

以上です。

○議長（森 温繁君） 10番。

○10番（小林弘次君） 市長さん、今お聞きのとおり、平成17年度の下田市の国保会計においては、本来収納されるべき債権ですね、民間レベルでいけば。売掛金は、債権もらうべきお金は16億円余あるけれども、実際には12億円何がしかはもらえないと。七十数%しかもらえないという、こういう実情が浮き彫りになったことははっきりしていると思うんです。

そこで、漫然とこの事態に対応しては国保の抜本的な改革にはならないと思うんです。幸い、下田市は機構の見直し改革というものを進めているようでございますが、収納体制のとりわけ確保を目指すような機構の改革というのを僕は進めるべきだと思いますが、市長さん、その点についてはいかがお考えになっているのか、この点をまず1点お伺いします。

2点目は、現実の国保の税に当たって、お金のない人にまで県下トップクラスの高い税率で掛けて、さらにその人たちは税を払えないというこの悪循環が今下田にあるというふうに見えるわけです。

お金のない人に高い税率、要するに収入が少なくなったから、だから税率を高くして、そしてお金を確保するのだと。そうすると逆に、お金のない人から高い税金をかけてもらおうとするから要するに滞納がそこでまた繰り返されるという、こういう悪循環も一つあるのではないのかと。

そうしますと、やはりこの仕組みの中で、私は市民の間に国保に対する共同の認識を広げる必要があると思うんです。全体として下田市に国保加入者の保険金で、税で全体の医療を助け合っただけで賄っているんだという、こういうふうな意識の改革というのが必要ではないのかと思います。

聞いてみると、お金がない人は一応6割、4割の軽減がされるわけです。ある世帯は6割の軽減、ある世帯は4割の軽減、その軽減した分は国・県が補てんするという、こういう仕組みになっているわけですから、あながち僕は税負担に耐えられないような人ばかりが滞納しているとは思えないんです。

税負担に耐えられる人であっても何らかの事情で国保税を納めていないという、こういう人がかなりあるのではないのか。この根底には、おれは医者には余りかからないにもかかわらず年間数十万円の国保税を払うなんていうのはとてもできないという、こういう意味の意見もあるのではないのかと思うんです。そういう点で、今後そういったことが必要ではないのかと。ともあれ、今回のこの国保のことを含めまして、私は何らかの格好で抜本的な改革を進めるべきだということをたびたび申し上げました。今回の予算審議を通じても、今申し上げました給付、そして収納、そして保健事業その他あわせて抜本的な対策、改革を進めて

いく時期になっているのではないのかというふうに思いますが、市長さんのお考えはいかがでしょうか。

そして、最後に、私が言ったのは、結果主義の予算編成。簡単に言うと、平成16年度の国保の費用負担を17年度に行うという、それをもとに行うと。そうするにはその年、その年で医療費のアンバランスがあることは明らかです。それに対しては、どうするのかということについては、今年のように7,000万円余の繰越金を生じたという場合があるわけです。これは近年まれに見る繰越金額です。なぜ繰越金が生じたかということについては当局はお答えしません。

一つは、高い税率をかけていっぱいいっぱいやったとしてもこれだけの繰越金を生じたというわけです。間違いなく予測した医療費よりも減額になっていたということが主要な原因だと思うんです。そうすると、この繰越金を翌年度の財源に回すのではなくて、それを支払準備基金として基本的には積み立てて、そして今申しあげましたような国保の支払いに支障を来すような事態が生じたら、繰越金をもって充当するという、文字どおりのそういう財政運営に切りかえたらどうなのかと。そうすることによって、加入者の税負担が去年のように大幅な引き上げをしなくても済むような状況、要するに去年は取り過ぎだったわけですね。すごく取り過ぎだったと。療養給付費、医療費に対して税というバランスがとれずに、療養給付費よりも税の方を余ほど高く取ったという、こういう状況になるわけです。そういう点で、この制度の改革というものが必要ではないのかということであるわけです。

ともかく、今回のこの質問の中で、国保については全面的な検討、改革を進めていく時期に差しかったという点でございます。もう一つは、介護納付金でございますが、これは市当局も認めているように日本中一律の基本的なものであるわけです。私の知り得た限りでは、河津町も下田も、あるいは南伊豆町も、恐らく支払準備基金からの介護納付金の請求金額は、下田は4万円、河津は3万円、南伊豆は2万円とか、こういうアンバランスはないはずで、一律です。しかし、それにもかかわらず、介護納付金の税率は際立って河津町その他から比べて下田が高いという、この現実があるわけです。これはどうなのかと。どういうわけでそうなるのかということところは分析がないと思うんです。

これは今後自分も研究してみたいと思いますが、私の言っている介護納付金等についての近隣市町村の税率と下田の税率の比較はどうなのか。課長さん、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市長（石井直樹君） 国保に関する機構の改革でございますけれども、例えば収納課の設置。

これは今の機構改革を我々考えている中では検討していることでございますけれども、職員の削減とかいろいろな問題点がございまして、まだ来年度には設置という決定は出ておりませんが、特に収納課の設置というのは必要かなと今議論をしているところでございます。

それから、税負担に耐えられない人だけが滞納しているのではない、いろいろなことで国保の抜本的な対策をしると。今ちょうどこの制度の改革が下田市にとっては必要ではないかというご意見でございます。これにつきましては、今回国保会計値上げにつきまして、いろいろ議員の皆さん方からご意見等をいただきましたので、しっかりとした考え方を持ってこの改革に取り組んでいきたいというふうに思います。

三つ目の繰越金が生じた件でございます。なぜかということでございます。そういう中では担当課の方から今回の中で話は出たと思いますが、特にそういうものが出たときに基金をつくれというような形でございます。これはわれわれも今回この国保の中で先ほどお示した下田市の基金が全く少ない状況でございますので、当然何らかの形で基金もやはり上積みをしていかなければならないのかなというふうに思いますが、今のところはこの繰越金を次年度の財源にして、なるべく値上げ率を上げないということの一般会計の繰り出しとのバランス考えながらやっていかなければならないということで、なかなか両方を追うことは大変難しいんですが、この基金ももう少しつくっていかうという考え方であることはご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 番外。

○市民課長（河井文博君） 介護の率でございます。

先ほども言ったかと思えますけれども、下田は今回1.40という形。今までの1.30を1.40にしたいという提案をしたと思えます。

松崎町が0.65から1.70に上げました。東伊豆町が1.20とか、各市町村ばらばらでございます。河津町が0.77、伊東市が1.20とかという所得割のことを今言っていますけれども、あと資産割が、先ほども言いましたように、8.0ということで下田市が一番高くなっています。ちなみに、熱海市が7.0とか、西伊豆町が5.30、河津町が5.70と、そういう数字です。均等割ですが、下田市が今7,500円、改定案として8,600円にしたいということでございますが、伊東市はもう9,000円です。高いところでは御殿場市が7,200円とか、東伊豆町が7,000円、それから平等割は今回3,800円から4,500円に上げたいということですがけれども、東伊豆町も現在4,500円になっております。ここも同じ金額でございますけれども、市町村それぞれが

みんなばらばらという結果になっています。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議第54号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第54号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

28日、29日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、本会議は30日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時49分散会